

衆議院 法務委員會 議 錄 第 十 号

平成四年五月十二日(火曜日)

午前十時一分開議

出席委員

委員長 浜田卓二郎君

理事 鈴木 俊一君 理事 田辺 広雄君

理事 津島 雄二君 理事 星野 行男君

理事 小森 龍邦君 理事 鈴木喜久子君

理事 冬柴 鐵三君

愛知 和男君 石川 要三君

衛藤 晟一君 奥野 誠亮君

坂本三十次君 小澤 克介君

沢田 広君 仙谷 由人君

高沢 寅男君 谷村 啓介君

松原 脩雄君 倉田 榮喜君

木島日出夫君 中野 寛成君

徳田 虎雄君

出席國務大臣 法務大臣 田原 隆君

出席政府委員 法務大臣官房長 則定 衛君

法務省民事局長 清水 湛君

法務省刑事局長 濱 邦久君

法務省矯正局長 飛田 清弘君

法務省保護局長 古畑 恒雄君

法務省人権擁護局長 篠田 省二君

法務省入国管理局長 高橋 雅二君

委員外の出席者 外務省国際連合局人権難民課長 吉澤 裕君

厚生省児童家庭局育成課長 弓掛 正倫君

労働省労働基準局監督課長 山中 秀樹君

最高裁判所事務総局刑事局長 島田 仁郎君

最高裁判所事務総局家庭局長 山田 博君
法務委員会調査室長 小柳 泰治君

委員の異動

五月七日

中野 寛成君 補欠選任

大内 啓伍君 補欠選任

同日 大内 啓伍君 補欠選任

同日 中野 寛成君 補欠選任

同日 亀井 静香君 補欠選任

同日 衛藤 晟一君 補欠選任

同日 衛藤 晟一君 補欠選任

本日の會議に付した案件

刑事補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

少年の保護事件に係る補償に関する法律案(内閣提出第五一号)

○浜田委員長 これより會議を開きます。お諮りいたします。

本日、最高裁判所島田刑事局長、山田家庭局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○浜田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○浜田委員長 内閣提出、刑事補償法の一部を改正する法律案及び少年の保護事件に係る補償に関する法律案の両案を一括して議題といたします。まず、両案の趣旨の説明を聴取いたします。田原法務大臣。

刑事補償法の一部を改正する法律案
少年の保護事件に係る補償に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○田原國務大臣 刑事補償法の一部を改正する法律案について、提案の趣旨を御説明いたします。刑事補償法による補償金額は、無罪等の裁判を受けた者が未決の抑留もしくは拘禁または自由刑の執行等による身体の自由の拘束を受けていた場合については、拘束一日につき千円以上九千四百円以下とされ、また、死刑の執行を受けた場合には、本人の死亡によって生じた財産上の損失額として証明された額に二千五百万円を加算した額の範囲内とされており、最近における経済事情にかんがみ、これらの額を引き上げることが相当と認められますので、右の「九千四百円」を「二万二千五百円」に、「二千五百万円」を「三千万円」に引き上げ、補償の改善を図ろうとするものであります。

次に、少年の保護事件に係る補償に関する法律案について、その提案の趣旨を御説明いたします。少年が罪を犯した疑いがあること等を理由として刑事訴訟法または少年法の規定によりその身体の自由を拘束された場合等において、刑事手続により無罪となつた場合等であれば補償の対象となるのに対し、家庭裁判所における少年の保護事件

に関する手続において犯罪その他の非行が認められないことにより不処分等の決定を受けても、これに対して補償を行う制度はありませんでした。これは、少年の保護事件に関する手続が専ら少年の保護を目的として行われる利益処分であること等によるものであります。非行が認められなかった場合に、身体の自由の拘束等が結果的には少年にとって理由のない不利益を与えたこととなることは否定しがたいところでありますので、このような場合に、刑事手続におけると同様、不利益を受けた少年に対し身体の自由の拘束等による補償を行うこととするため、この法律案を提出することとした次第であります。

この法律案の要点は、以下のとおりであります。その一は、補償の要件についてであります。非行が認められないことにより、審判不開始決定、不処分決定または保護処分取消決定等を受けた少年等が、当該非行に関して身体の自由の拘束または没取を受けた場合に、補償をすることとしております。

その二は、補償をしないことができる場合についてであります。補償の要件を満たしても、本人が審判を誤らせる目的で虚偽の自白をしたこと等により身体の自由の拘束等が行われた場合、身体の自由の拘束が他の非行によって基礎づけられる場合、本人が補償を辞退している場合その他補償の必要性を失わせまたは減殺する特別の事情がある場合には、補償の全部または一部をしないことができることとしております。

その三は、補償の内容についてであります。身体の自由の拘束による補償については、刑事補償法第四条第一項に定める金額の範囲内で相当と認められる額の補償金を交付することとし、没取による補償については、没取した物を返付し、返

付できないときはその物の時価に等しい補償金を交付することとしております。

その四は、補償の機関についてであり、審判不開始決定等をした家庭裁判所が補償に関する決定及び補償の払い渡しを行うこととしております。

その五は、特別関係者に対する補償についてであり、補償に關する決定を受ける前に本人が死亡した場合においても、本人の配偶者、子、父母等で本人と生計を同じくしていたものまたは少年法第二條第二項に規定する保護者であった者に、本人が生存していたとしたならば受けたものと認められる補償と同一の補償をすることができるとしてあります。

その他所要の規定の整備を行うこととしてあります。

以上が、刑事補償法の一部を改正する法律案及び少年の保護事件に係る補償に關する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいようお願いいたします。

○浜田委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○浜田委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。仙谷由人君。

○仙谷委員 両法案を審議させていただくわけですが、私個人といたしまして、あるいは日本社会党といたしまして、基本的には両法案の前進といえますか、子供のあるいは少年の人權保障について前向きな内容を評価するものでございます。そういう前提の上で、数点お伺いをしてまいりたいと思っております。

〔委員長退席、星野委員長代理着席〕
宮澤総理は生活大國というふうなスローガンを掲げていらっしゃるわけですが、何とか、何とか、何とか、日本に求められているものは、その

生活の中でも人權の尊重というものをいかに具体化、実体化していくか、そのことだろうと思えます。そして、私も公平な裁判を受ける権利がどれだけ保障されるのかという問題が、やはりそこにかかわってくるわけでございます。

その中で、本法案いずれも憲法四十條との関係で身体自由の拘束、つまり司法手続の中の身体自由の拘束が結果として間違っている、あるいは結果として抑留、拘禁すべきでなかった場合に補償をしなければならぬ。これは國際人權の流れとも軌を一にする憲法上の規定でございますが、それを少年事件についても実体をつくらうとする試みであろうと私は考へておるわけでございます。

そこで、趣旨は今法律案の提案理由ということ御説明をいただきました。今回こういう法案をつくるに至ったきっかけといえますか、大きな要因は何であったのか、まず御説明をいただきたいと存じます。

○濱政府委員 答えいたします。

先ほど提案理由の説明でも申し上げましたけれども、一般の刑事裁判手続において無罪の裁判が行われた場合、あるいは罪を犯さなかったものとして不起訴処分が付された場合でありますれば、少年が犯罪の嫌疑によつてその身体自由を拘束された場合におきまして、今委員御せのよう、結果として、理由のなかつた身体自由の拘束等に対しまして、刑事補償または被疑者補償の対象として補償がなされるわけでございますが、家庭裁判所における少年の保護事件手続におきましては、犯罪事実が認められないということで不処分等の決定を受けました。これに對して補償を行うという制度はこれまでなかつたわけでございます。そういう意味で、この刑事補償あるいは被疑者補償との均衡から申しても、身体自由の拘束を受けた少年に對して補償を行う必要があるということには以前からその必要が指摘されてきたわけでございます。

十九日の最高裁の第三小法廷の決定がございまして、その最高裁決定の意見の中で、立法論としてこのような少年保護事件手続における補償制度というものを設けることが望ましいという意見が付けられたわけでございます。そのようなことも踏まえて、今回、少年の保護事件手続における補償制度というものを立法化したというふうな考へるようになった次第でございます。

○仙谷委員 法務省でも外務省でも結構なんです。この最高裁判決を契機として少年の保護事件についても、非行事実なしという理由による不処分、審判不開始については身柄拘束に対する補償をしなければならぬ、こういうことで本法案の作成、提出が行われたということなんでありますけれども、これは現時点で日本も締結してあります國際人權規約のB規約の九條五項との関係ではどういふふうな理解をしたらいいのでございませうか。法務省でも外務省でも結構でございます。

○吉澤説明員 御指摘のとおり、人權規約の九條五項は「違法に逮捕され又は抑留された者は、賠償を受ける権利を有する。」というふうな規定されておりますけれども、この九條五項の規定が、今問題になっております少年保護に基づきます家事審判手続につきましても賠償を受ける権利ということまで規定したものであるというふうには当然には考へられないのではないかと、さういふふうに思っております。

○仙谷委員 憲法の規定との関係もございまして、この最高裁判決についてお伺いをいたすわけですが、今刑事局長がおっしゃった國部裁判官の意見というのは、基本的には憲法四十條の規定つまり無罪の裁判というこの概念は、必ずしも刑事司法手続による無罪判決、終局判決としての無罪判決だけではないんだ、さういふ趣旨なんだという感じがまず前提にあるわけですね。

それから、先ほど私が申し上げた國際人權規約B規約九條五項「違法に逮捕され又は抑留された者」というのは、この「違法に」というのは手続

的に違法だ、つまり何らの手続をとられなくて逮捕、抑留された者というのとどまらずに、やはり結果として逮捕、抑留、逮捕、勾留手続が違法であったという場合も含むんだというのが常識的な解釈じゃないかと私は思ふんです。外務省が今こういうわけでもないという否定の否定の表現を使われますと、ちよつとわけがわからなくなるわけでありまして、ちよつと法務省としては、この國際人權規約のB規約の九條五項、これと今回のこの少年保護事件に關する補償というものは、そして先ほど國部裁判官の意見を挙げられましたけれども、國部さんが前提的な事実としております無罪の裁判に對しての解釈、これについてはどういふふうにお考へになつていらっしゃるんでございませうか。

○濱政府委員 まず條約の關係につきましましては、先ほど外務省御當局からお答へになられたところと同じような考へ方を私もはしてはいるわけでございます。

今回のこの少年補償制度につきましましては、先ほど委員が御指摘になられた憲法四十條との關係につきましても、この憲法四十條の言つておられるのは「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、國にその補償を求めることが出来る。」という規定でございまして、現行の刑事補償は、先ほど申し上げましたように、刑事裁判手続において無罪の裁判を受けたときの刑事補償につきましましては、さういふ憲法の四十條から発するものというところで理解しているわけでございますが、今回御提案申し上げております少年補償制度につきましましては、これは、先ほど委員御指摘の最高裁決定の多数意見の中でも明示されておりますように、憲法の規定そのものに基づくものではなくして、もちろん憲法の四十條の趣旨をさらに進めるという趣旨の制度でございまして、憲法四十條の規定から発する刑事補償そのものとは異なるものである。さういふ意味では、今申しましたように、今回御提案申し上げております少年補償制

度は刑事補償法に基づく刑事補償とは異なるものであるというふうに理解いたしております。

○仙谷委員 論議展開を逆さまにされますと、そういう言い方になるのです。私が聞いておるのは、少年保護事件において非行事実なしということと不処分、審判不開始になった者というの、憲法四十条に言う無罪の裁判を受けた者というふうに言うべきではないか、言えるのではないか、あるいは人権規約との関係でいえば、違法に逮捕されまたは抑留された者というふうに言うべきではないか、こういうふうに聞いておるわけですか。本人の有する請求権といえますか権利性といえますか、補償を請求する権利なのか、恩恵として与えられるようなものなのか、ここにかかわってくるのではないだろうか、こういうふうに考えるから聞いておるわけですか。

では、これはどういふふうに解釈したらいいのでしょうか。刑事補償法の二十五条に、免訴もしくは公訴棄却になった場合には、そして実質的にそれがいわば無罪と同じように事実がなくて免訴または公訴棄却になった場合には要するに憲法四十条に言う無罪の裁判を受けた者となすのか、あるいは憲法上の無罪の裁判を受けた者の中に、その上位概念の中にこの二十五条の免訴もしくは公訴棄却の判決を受けた者も含まれるというふうに解釈していいのかわか、それはいかがですか。

○濱政府委員 今委員お尋ねの前段の関係でございませぬけれども、憲法四十条さらには刑事補償法で定められておるところの刑事補償と申しますのは、これは委員御案内のとおり、国家机关の故意過失を問わずに、先ほど委員御自身も申されましたように、適法に身柄の拘束が行われた者について結果的に無罪の裁判があった、結果的に理由のなかつた不利益について補償をしよう、しかもその補償につきましても、今申しましたように、国家机关の故意過失を問わないで簡易迅速にと申しますか、標準的な金額の補償を速やかに行うとい

う趣旨の制度として認められているわけでございます。

むしろ、国家机关の故意過失に基づく違法な行為によって損害を国民に与えた場合の賠償につきましても、これは憲法の十七条で定めておられるところの国家賠償というところで賠償しようという、憲法もそういう趣旨からとっておりますし、刑事補償法もそういう趣旨からとっております。その刑事補償法で刑事補償請求権という形で権利性を認めるかどうかということと今の国家机关の故意過失のある場合に賠償を認めるかどうかということとは必ずしも重なるものではないであろうというふうに思っております。

○仙谷委員 後段の方は、ちよつと恐れ入ります。○濱政府委員 後段は……。ちよつと恐れ入ります。○仙谷委員 余り法律論争をしてもしょうがないような気もするのでありますけれども、事は本案にやや不十分な点があるのじやないかということに關係をいたしますのでお伺いをしておるわけでございます。

先ほどお伺いしたのは、團部意見の憲法四十条の解釈、團部裁判官の意見をきつかけにして本案をつくらなければいけない、こういうことになつたのじやないかと私もそんなくをしてお伺いをしておるわけでありませぬけれども、一つは憲法四十条と少年保護事件の關係を聞いたわけですね、それからもう一つは、人権規約上の問題として違法に逮捕されたまたは抑留された者、つまり上位概念にそういうものがあつて、その具体的な構成要件といふものが概念としてこれは入つてくるのじやないか。その一つの例証として、刑事補償法二十五条による公訴棄却と免訴の判決を受けた者というの憲法四十条の無罪の裁判を受けた者のうちの一つではないでしょうかということをお伺いしたわけですね。

○濱政府委員 どうも失礼いたしました。先ほどの後段の質問に対するお答えを落として

おりましたけれども、今委員御指摘の刑事補償法二十五条が規定しておりますところの補償は、公訴棄却または免訴の裁判がなければ無罪の裁判まで行きたつたであろうと考えられるような事案についての補償を定めているわけでございますけれども、これは理解としては、憲法四十条が定めているのはあくまで無罪の裁判があつた場合の補償を定めているのであつて、今の刑事補償法二十五条はそういう趣旨を公平という観点からさらに拡大したものであるかと理解すべきものではないかと思つておるわけでございます。したがって、端的に申しますと、憲法四十条で定められた補償についてはあくまで無罪の裁判があつた場合の補償について規定であると考えておるわけでございます。

○仙谷委員 これは法律用語で言うところ、判決と裁判が外延も内包も全く同一かどうかということになつてくるんだと思つておるわけですか、今局長がおつちやつたのは、裁判という言葉は、つまり憲法四十条の裁判という用語は刑事訴訟手続による無罪判決と限定されるべきだということに私は聞こえたんですね。つまり、公訴棄却の判決は無罪の判決ではないというの、これは厳密に言へばそういうことにはなるはずでございます。ところが、刑事補償法二十五条によつて、この部分についても補償を受ける対象としてちゃんと含まれておるわけですね。そうです。だから、法律的に、実質的に無罪の裁判と考へれば、この少年保護事件だつて憲法四十条の無罪の裁判を受けたという場合に含まれるのじやないかという解釈が成り立つのではないかと。多分團部さんの意見というの、そういうところを踏まえておるのではないだろうか、私はそう考へるから聞いておるわけでございます。

いずれにしても、この憲法の趣旨を實體化する、そのことがこの法案の骨子だと思つておる。それは刑事訴訟手続じやなくて、身柄拘束をして、ある意味での刑罰的、あるいは非行といふような言葉であらわされておりますけれども、刑罰的犯罪あるいは刑法犯罪も含めて審理をしてい

く、こういう過程が現実の家庭裁判所の手続の中ではあるわけでございますので、そこで身柄拘束をしたことが結果として間違ひであれば補償をする。しなければ均衡を欠く、あるいは人権侵害をそのまま放置してしまふ、こういうことになるからこういう問題が出てきておるんだと思つておる。

そこで、お伺いをするわけですが、本法案、これは全く本人の請求権といふわけですが、請求的な事柄が書かれていないわけでございますが、その辺はどうか、家庭裁判所の裁判官の善意にすべからず、おれば決定を出していただけたらということではないか。つまり、職権であつても、職権発動を促す何らかの規定というものがあつた方が望ましいと思つておるわけですが、法案としていいの、はいかと思つておるわけですか。

○濱政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、少年補償法についてどのような構成をとるかということとは専ら立法政策の問題であるといふふうに考へておるわけでございます。少年補償の目的さらにはそのよつて立つ少年審判手続の目的あるいは性格を考慮して決定すべき事柄であると思つておるわけでございます。現行の少年法の枠組みを前提にして考へておる少年補償制度につきましても、家庭裁判所の職権による制度とするのが相当であるといふ考へ方でございまして、

その理由を少し説明させていただきますわけでございますが、一つには、現行の少年審判手続はもともと専ら少年の保護を目的としておるわけであると理解しているわけでございます。例えて申しますと、国家を保護を要する少年の親といふふうにとらえる国親思想のもとに家庭裁判所の専権的職権主義構造を採用しているといふふうに基本的な理解しているわけでございます。その手続において非行なしといふふうに判断された者に対する補償につきましても職権によることとするのが制

度として一貫するというのが一つでございます。

それから、二つ目の理由としましては、これを逆の言い方をいたしますと、請求権というふうな構成するためにはその要件である非行なしの判断がより客観化される必要があるというふうな考えを以てございまして、例えば非行認定の手続を整備した上で非行なしの場合に必ず決定を創設して、あるいは非行ありの認定自体に対して不服申し立ての道を設ける、さらには非行の存在を前提とする保護処分決定に対しても処分終了後の再審を設けることとか、そのような点をもあわせて検討することが不可欠であろうというふうな考えを以てございまして、これらの点につきましては、委員も御案内のとおり、少年法改正の中であわせて論議すべき事柄ではなからうかというふうな考えを以てございまして、今回のこの少年補償制度はあくまでも現行の少年審判手続を前提としたものであるということが二つ目の理由でございます。

それから、先ほど委員御指摘になられました職権発動を求めることもできないのかという御趣旨でございますけれども、もちろん家庭裁判所が職権で判断するかどうか、職権によって行う補償制度でございますけれども、形はどういう形であれ、家庭裁判所の職権による制度として構成しておるものでありますから、その職権発動を促すという自体は、それは一般的に可能なことであるというふうな思いでございます。

○仙谷委員 裁判所が三十日以内に独自に決定をしなければならぬというふうになっておるわけですね。そうしますと、そんなことはないとおっしゃる方もわかりませぬけれども、看過をして三十日経過した、本来はこれは補償すべき場合であつたのではないだろうかというふうな疑問が出てくるような事案。続いてお伺いするわけですが、不服申し立て権というの当然のことながらない。つまりこの規定によりまして、決定があるかないかについても何らかの不服の申し立て方と

いうのも権利としてはないわけですね。それから、不服を申し立てたとしても、応答義務もないことになっておきますね。そうなりますと、そういう看過とか経過とかという場合にはどうなるのございませうか。

○濱政府委員 請求権として少年補償制度を構成すべきであるという御意見については、今委員が御指摘のように、抗告等による不服申し立てをあくまで認めるべきであるというお考えがやはり基本にあるのではないかと申すわけでございまして、不服申し立て制度を認めるかどうかということにつきましては、これは、一つには、現行の少年審判手続におきましては、先ほど申し上げましたように、家庭裁判所が専断的な判断機関として位置づけられておるわけでございまして、保護処分決定を除きまして、一定程度少年に不利益を及ぼすような処分に対しましては抗告は認められていないわけでございまして、このことと一貫しないというふうな理解を以ておるわけでございまして、

それから、二つには、非行ありの認定に対する抗告を認めないまま非行なしの判断がなされた場合の補償の要否あるいは程度についてだけ抗告を認めるということは一貫しないというふうな考え方になるわけでございまして、このようない問題がございまして、抗告等による不服申し立て権ということを認めることは相当ではないという考え方を以ておるわけでございまして、

そもそも一般的に判断能力が成熟している成年と異なりまして、少年審判の対象となる少年は一般的には判断能力が未熟である、それを補う保護的環境の整備されていない者も少なくないから、請求権というもので構成するよりも、少年の後見的機関として位置づけられている家庭裁判所に補償の要否、程度を判断をゆだねて、少年の申し出による再度の考案の余地を認めるというこの法案の行き方の方がかえって少年保護にかなうものではないかというふうな考えを以てございまして、いずれにしても、刑事補償及び被疑者補償両制度のある意味ではギャップを埋め、身体拘束

を受けた後に非行なしの判断を受けた少年を保護するという建前の少年補償という制度でございまして、職権の構成によって十分達成できるものである。従来、少年審判手続につきましては家庭裁判所が職権によって健全なその裁量によって少年審判手続を運営するという信頼の上に立って設けられている制度であるというふうな基本的な理解を以ておるわけでございまして、

(星野委員長代理退席、委員長着席)
○仙谷委員 保護の対象ということを非常に重視されておっしゃられておるわけでございまして、また後にも聞きますけれども、現実には、しかしこの種の案件が発生する場合というのは、弁護士が添人がついでに至るケースの方が圧倒的に多いんじゃないかというふうな経験的には感じるので、そうだとすると、国親が上から下まで面倒を見るという発想、それはそれであつてもいいのですよ。けれども、それに加えて、やはりもう少し、基本的に申し立て、応答という関係はつくった方がいいのではなからうか。それは次の次にお伺いする費用補償との関係でも、どうもそこところ、制度の論理的な一貫性を求める余り実質的な権利救済といえますか、その部分が不十分なものではないだろうかということを感じておるわけでございまして、

ちよつと消化不良でありますけれども、次に進みます。
そもそもこの刑事補償法がつくられたときには、いわゆる第二次世界大戦前の旧法との関係もあり、あるいは刑法体系も部分的に変わったというところもあつて、適及効が刑事補償法には規定をされておるようでございまして、簡単に結構ですか、その部分を御説明いただきたいと思ひます。

○濱政府委員 確かに委員御指摘のとおり、現行の刑事補償法が新たに制定されたときには、新憲法の施行時まで適及して適用を認めるということにされたという理解を以ております。その趣旨を考えますに、今委員も御指摘にな

られましたように、旧刑事補償法のもとの補償制度と申しますのは国家的恩恵的補償という考え方でございまして、基本的に新憲法のもとで制定された現行の刑事補償法とは異なるものであつたというふうな理解を以ておるわけでございまして、現行の刑事補償法は新憲法の人権の保障ということを進める趣旨で権利性を認める制度としてつくられたものというふうな理解を以ておるわけでございまして、したがって、当時としては、根本的に異なる制度をつくるということから、少なくとも新憲法の施行時までにはさかのぼらせた方がいという趣旨でそういう手当てをしたのだというふうな理解を以ておるわけでございまして、

○仙谷委員 論理的には私はこれから聞くお答えになつてはいるのじゃないかと思ひますが、本法案、つまり少年の保護事件に係る補償に関する法律では適及というのは一切認めてないわけですね。例えば、現時点で保護処分が出ようとしてい、出ている。そして、この要件に該当するようない処分が出た場合でも、本法が施行された後に保護処分を受けた者じゃないとこの補償を受けられない、こういうことになるわけでございまして、その辺は、適及の規定というのをこの種の権利救済的法案というのにはやはり持つべきではないだろうかと思はれるのでございまして、いかがでございますか。

○濱政府委員 まず、御審議いただいている少年補償法案の附則におきましては、この法律の施行後に第二条に規定する決定、すなわちその不開始決定あるいは不処分決定があつた保護事件に係る身体の自由の拘束又は没収について適用するということにしておるわけでございまして、それで、なぜその適及適用を認めないのかという御趣旨の御質問であらうと思ひます。

もちろん、これも適及適用を認めるかどうかということ自体は専ら立法政策の問題であると考えられるわけでございまして、第一に、実質的には旧刑事補償法の全面改正でございまして現行の刑事補償法の例、これは先ほど委員が御指摘になつたと

ところでございますが、この場合を除きまして、例えば証人等の被害についての給付に関する法律による給付あるいは犯罪被害者等給付金支給法による支給等、比較的近似する制度につきましても、それらも適及適用を認めていないというものが一つ、それから第二に、適及適用を認めるといたしま

すと、少年法が施行された昭和二十四年までさかのぼらせることは、審判記録の存在とか家庭裁判所の手続負担の面からおよそ不可能であろうというふうな思われざるべきでございますが、一方どこかの時点で切らなければならぬということになりまして、これはなかなか合理的な説明が難しいと思われざるべきでございます。かえって新たな不均衡を生み出すことにもなりかねないというふうな考えを以てでございます。

○仙谷委員 ちよつとお伺いすることを免す。

補償をしないことができる場合として、「本人が補償を辞退しているときその他補償の必要性を失わせ又は減殺する特別の事情があるとき」という規定がございます。これは先ほどの不服申し立て等々の権限といえますが、つまり職権で記録だけを見て家庭裁判所の裁判官が決定を行うというイメージにどうしてなるわけですか。その場合に本人を呼んで、君、君、もうこれ要らないだろうというふうな話に、つまり一切外には見えないところで本人の意思確認がされるおそれが十二分にあるのじゃないか、こういうことを考へるのです。あるいはいほつと言へば、警察の少年係の人がそういうことを懲懲に行き可能性も全くなきにしもあらずだと私は経験上思ふのです。

そういう本人の辞退というのをこへ書いてあるわけでございますけれども、先ほどおっしゃられたように、つまりその意思表示の問題として、要保護的なものが対象者であるという前提を置いて保護をするから家庭裁判所独自でいいのだ、こういうふうにおっしゃられるわけですが、今度はい

家庭裁判所の方が辞退の意思があるかないかを判断する、これはまたいかにがなるものだろうかという思いにとらわれるわけでございます。ここで辞退の意思が真意に出たものかどうかの如何で担保するんでしようかということをお伺いしたいわけでありませぬ。

○濱政府委員 今委員御指摘のように、第三条で、補償の全部又は一部をしないことができる場合の一つの事由として「本人が補償を辞退しているとき」というふうな規定されているわけでございます。

この点につきましては、まずその補償の辞退があつたからということで直ちに補償の全部または一部をしないことができるというわけではなく、家庭裁判所の健全な裁量によつて補償の全部または一部をしないことができるというところでございませぬ。少年法におけると同様に、この少年補償法案につきましても家庭裁判所は十分な後見の機能を発揮すべきことが予定されているというふうな言えるわけでございます。一たん少年が補償を辞退する意思を表示したから直ちに補償しない旨の決定をするのではなく、委員御指摘になられましたように、少年の判断能力や辞退の理由を十分に考察して、必要に応じて保護者からも意見を求めるなどの措置を講じた上で、補償をするかどうかあるいはその内容を定めるという運用が予定されていると考へるわけでございます。そういう意味で少年保護に欠けるところはな

いと理解しているわけでございます。

○仙谷委員 それでは、次に進みます。

この補償法案には付添人あるいは本人の費用の補償の請求というものは入っておりませぬ。今の刑事訴訟、刑事補償関係でも、刑事訴訟費用の請求というのは刑事訴訟法の中へ枝番号がついて入つておつて、独立の体系にはなつていないわけでございますけれども、実質的に考へますと、この種の案件は、よく冤罪事件だとかんとか言われましても、まさに付添人及び本人あるいは保護者が相当エネルギーを使つて努力をしない

とこつという結果にならないという部分も相当あるといひますか、むしろその比重が大きいのではないかと考へるのです。先ほど来のお答で、大体この費用補償請求は制度の論理的な一貫性からとて認められるわけがないという感じでございます。その点についてはお答えを聞くのを差し控へまして、実質的にこつという非行事実なしという不処分、審判開始という結果に至るために弁護士付添人がちゃんとつくべきだろう、ついた方が人権保障といひますか少年の権利救済にとつてよいというよりも大いに望ましいということになると思ふのです。

そこで、最高裁判所の方にお伺いするわけでありませぬが、昭和四十七年の十一月に法律扶助協会の方で付添人をつけられるかどうかという照会をなされておるようでございます。このそもそもの動機といひますか趣旨といひますか、それと、昭和四十七年以降の経緯、今どのくらいの家庭裁判所と法律扶助協会の各県支部の間でどういふことが行われているのか、これについてお聞かせをいただきたいと思います。

○山田最高裁判所長官代理人 今委員仰せのとおり、少年保護事件の場合には制度上刑事事件の国選弁護人のような制度が現在にはございませぬが、しかし実際に事件処理をしております場合に、刑事処分または少年院送致が予想されるような重大な事件もございませぬ、少年が非行事実の重要な部分を争つておる事件ということもございませぬ。

この種の事件の場合で弁護士である付添人が必要だといふように感ずる事件は裁判所の側としてもあるわけでございます。

その場合に、少年の家庭が貧困であるというふうな形で弁護士である付添人の援助が受けられないのは相当ではないであらう、こつというふうな考へ方から、今御指摘がございましたように、昭和四十七年十一月十六日に家庭局長から法律扶助協会長あてに「少年保護事件に対する法律扶助にまつて」といふ書面をもつて、少年保護事件につきまして弁護士である付添人を選任するために法律

扶助を与えることができるのかどうかという趣旨の照会をさせていただいたわけでございます。これがきっかけになりました。翌昭和四十八年、まず名古屋の家庭裁判所、弁護士会、法律扶助協会愛知県支部三者の間で協議ができました。同時に、同じ年でございませぬが、東京の場合に、東京家庭裁判所それから法律扶助協会東京都支部とも話ができました。法律扶助協会による付添人扶助の運用が四十八年から開始された、こつといういきさつでございます。その後この趣旨がだんだんと広まつてまいりまして、法律扶助協会の受け入れ態勢あるいは弁護士会の受け入れ態勢が整つたところから順次その都度その地区の家庭裁判所との協議をしていただきまして、次第に全国的にその数がふえてきておるという状況でございます。

私どもも現在把握している限りでございますけれども、本年の五月一日現在で、全国家庭裁判所五十庁のうち三十八庁でこの付添人扶助制度が実施に移されていると理解しております。また、平成三年度中にこの制度が利用されまして、弁護士である付添人が選任された件数は全国で三百一件であると把握しております。

以上でございます。

○仙谷委員 そもそも付添人がつかどうかというところでございませぬが、私が持つておる資料が平成元年までしか入つておりませぬが、平成元年ですと、付添人がついておる少年保護事件が〇・六四％、総数で千七百九十五人ということであるようでありませぬ。その千七百九十五人のうち弁護士付添人が千六百九十四人、一般の保護事件の総数からいひますと〇・六一といふことでございます。わからなければ結構でございますけれども、もし平成二年、三年の数がわかりましたらお示しをいただきたいと思います。

それから、この少年事件の付添人について要するに法律扶助協会と昭和四十七年以降ある種のシステムを運用されておるわけでございますが、これについて法律扶助協会の方からの要望とか、あるいは不満といふことはいふのでしようか、

五

れども注文とか、そういうことが家庭裁判所、それから法務省の人権局になるのでしょうか、つまり資金との関連というふうなこともあると思いますが、この点についておわかりになる範囲で答えたいと思います。

○山田最高裁判所長官代理者 まず最初の付添人がつづく数の点でございますけれども、平成二年度に終局をしました一般保護事件総数の中に占めます付添人がつきた事件、全体では千九百七十五件でございます、この付添人のうち、弁護士である付添人に限って見ますと千八百七十二件ということになっております。

それからまた、法律扶助制度の運用につきまして、いろんな、その都度問題点が出てくる場合、どう対応しておられるのか、こういう趣旨の御質問かと存じます、これは、各地区の家庭裁判所に対して法律扶助協会あるいは弁護士会等から協議の申し入れがあつて、その運用の仕方等については随時協議をするということが一部の序では現実に行われているというふうに理解しております。

○仙谷委員 法務大臣、ちよつと時間がなくなりましたのでお願いやら希望しておくわけでございますが、今申し上げたとおり、少年事件に付添人がつづくパーセンテージ、非常に少ないのです。ただ、その少ないうちでも弁護士付添人が付添人としてはついている割合が非常に高い、こういうことですね。それから、家庭裁判所の今の答弁でもございまして、事件の種類によつてはやはり弁護士付添人をつけた方がいいという事案があるといいますが、相当数あるのかどうか私よくわかりませんが、ある、こういうことですね。先ほどの答え、平成三年が三百一件、法律扶助による付添人がついております。全体としては先ほどの答えからいたしましたも、大体千七百件から二千件までの付添人がつくる事件のうち三百件ぐらいが法律扶助による付添人がついております、ということだろうと思つておられます。

考えますと、私はこれが悪いシステムだとは思いませんし、もつと拡張すべきだと思います。けれども、なぜこうなるかと言いますと、やはり一つは、国選付添人制度というのはいちばん現行制度でないわけでありまして、つまり、どこか費用負担をしないといふ付添人がつかないということがあるわけでございます。現行制度上も、あるいは本質的にも、国選付添人という格好よりも、何かリールエイドと言つていくというふうなことが、法律扶助によつて付添人をつけていくというふうなことが望ましい結果が、つまり少年と付添人の関係も含めて、望ましい結果が出るのではないだろうかというふうにも経験上感じたりするわけでありまして、家庭裁判所の方は、法律扶助というものを使得って、資力の問題とかそういう付添人をつけた方がいい事件についてつかない場合に、何とか解決しようというふうなことをお進めになつてきておられるのだと思つておられます。

一方、「少年保護事件の支部別実績」というのを法律扶助協会からいただいで、見ますと支部別に物すごく数がばらつきがあるのです。多分これは財源だと思つておられます。あるいは年度によつてもばらつきがありますけれども、先ほど出てきました愛知というのを抜いて多いわけでありまして、取り組みも多いけれども、多分罪罪寄附とか、寄附でお金をつくらせて、そして弁護士さんの中で熱心な人が多分いらつして、回転しておられるのだと思つておられます。今の法律扶助に關する法務省の、何と申すか、内規とか、法務省的にはいろいろな制約があるようございまして、法律扶助制度を拡充強化して、少年の保護事件において少年の人権保障といふことが権利救済をより充実したものにしたい、ということについては、法務大臣、いかがでございますか。

○田原国務大臣 先ほど来、委員と私どもの刑事局長とのやりとりを聞いておられます、一方は実体論を大分述べておられるし、一方は法律構造論のような感じがいたしまして、法律の構造上なかなかしかなるというところで現在の形になつておられるのですが、ただ、今おっしゃつたように、

実体論から見ると、そういう実態も既にあり、少年については、簡単に言えば国選の付添人の制度が要るのではないかと、どうであろうかというふうな気がしますが、実体的に見ますと、法律扶助の補助金によるものとそうでないものとあるわけですが、少年の場合は付添人その他については法律扶助協会自体の財源の金で運用しているということになつておられるわけですね。そこにもやはりさつきの両論の、両方の構造論の違いがあらわれていると思つておられます。ただ、私、少年法のこのとが実務は詳しく知りませんが、少年法改正のことについては今勉強はしているわけでありまして、構造全体と關係がある問題ということは先ほどから申し上げておられますので、全体の改正のときと一緒に考えるべきことではないかと法務省としては考へておられる次第であります。

○委員長退席、星野委員長代理者席

○仙谷委員 ちよつと答へになられた視点が違つたと思つておられます。つまり、現行制度の中で、法律扶助協会というものを使得って現行制度の中でもやる気があればできるんだというのがまず出発点になつておられるわけですね。それを模索してきたのが家庭裁判所だと思つて、少年事件については、現在、刑事事件についても、弁護士会が弁護士推薦制度というのをつくつたりあるいは当番弁護士制度というのをつくつて、現在の国選弁護士は被告人になつてから以降しか付されませんから、それ以前の捜査段階での弁護士活動を充実してやろう、そのことが冤罪を防ぐ道である、あるいは冤罪でなくともその人の権利を保障する道である、ということでもやり始めておられるわけですね。いずれにしてもその部分については、ある期間とかある回数であれば弁護士の方も奉仕でやるでしょう。やつていらつしやる方、いっぱいおられますから、特に少年事件の今問題になつたこういう事件を担当されている弁護士さんなんかは、ほとんど持ち出しでやつてこられておられるわけですね。しかし、それがシステムになつたら、全部たど

うことになるとうまくいかないわけですね。そこで、法律扶助制度に対する国のかわり方の問題になるわけでございます。

現在「法律扶助事業費補助金交付要領」というのが法務省にあるわけですね。この交付要領によつて、要するに日本の場合には、法律扶助協会に対する国のお金というものは、民事事件の訴訟、民事訴訟の扶助にしか使えないという建前で、今補助金が、何かことしは一億五千万ぐらいですか、微々たるものが補助金として交付されておる、こういうことになつておられるわけですね。

ここに法律扶助協会が外国へ行つて調べてきた「英国・ドイツの法律扶助」という報告がございます。こういうのを拝見しますと、法律扶助の中でも相当重要視しなければいけないのは、我々は法律相談と言つておられますけれども、法律上の助言を与えるための財源的な措置、それから刑事事件、我々の感覚からいって刑事事件のうちの一つに少年事件というのがあるわけですね。少年保護事件、こういうものがあるわけですね。これを事件が始まつたときから、つまり警察的に言つて捜査に着手されたときから弁護士活動あるいは少年事件における弁護活動が、付添人の活動が始まらなければいけない。そういう観点で言いますと、日本の場合は法務省が頭を切つかえていた、それは刑事的なことも民事的なことも、法律相談にも、刑事事件、少年事件にも法律扶助が行われるような手だてを考えなければ、弁護士と国民のある種の距離間とかそれから料金の問題つまり資力の問題とか、解決できない問題があるのではないと思つておられます。

ちなみにイギリスというのは、刑事法律扶助だけで日本円で四百二十九億円、当番弁護士制度に百十億二千五百万円と書いてあります。刑事事件の法的な助言、援助に二十八億五千万円という金が使われておられるわけでございます。この当番弁護士制度のお金なんかはほぼ一〇〇%国庫の補助金、それから先ほど申し上げました刑事事件、刑事法律扶助というのは九〇%以上が国庫補助であ

る、こういうことになっておるわけです。ドイツも三百三十九億円というお金が、これは全事件を通じて扶助がなされておるわけです。扶助に対する国庫あるいは地方府の助成措置がなされておる、こういうことになっておるわけです。やはりここまですべてはなからうかというふうには考えざるを得ないです。イギリスの場合には、特に刑事事件の被害者、被告人の場合、給付を受ける人は全国民の六〇%くらいまで給付を受けられる、そういう水準の高さになっておるといえるです。

もつと言いますと、弁護士経験からいいますと、今の刑事事件で、本当は刑事事件というものは個人が罰せられますから、個人として今の税制が前提になる限り、刑事事件の報酬を払えるという人は私はずいぶん少ないと思えます。だから、リクルートの江副さんやロッキードの田中さんなどからお金を捻出してきておるのか、厳密に言えば私は不思議なんです。可処分所得がそんなに残るはずがないんですよ、日本は、フロートだけからいいますと、だから、ストックがある人がそれを処分して弁護士にすぎ込むというのだったら話はわかりませんが、フロートであれば、それはちよつと大臣も自分の給料と税金の関係を考ええにしたら、刑事事件に自分になったときとかあるいは選挙違反で大量の選挙違反者が出たときにどうするかというのを考えて、弁護士に払う着手金、報酬は、これは税金を取られた後の可処分所得だけということになったら、多分弁護士報酬を払えるという人は僕はないと思うのです。サラリーマンの方々も、非常に厳しいけれども、預金をしてあったものとか、何とか取り崩して持ってきていらつしやるんだと思うのですよ、刑事事件になったら。

だから、そういう前提で考えますと、とりあえずは刑事事件についても法律扶助が出動する、そして資力のある人は資力に応じて返してもらつ、こういう法律扶助制度の本来のところに返つてこない、刑事事件あるいは少年事件、あるいは刑

事事件的、民事事件的な法律相談についてのそういうリーガルサービス、本来の意味のリーガルサービスは国民が受けられる実体的な担保がないんじゃないかと思うのです。そこで、私はこの際思い切つて、何か参議院の方では林田悠紀夫議員に法律扶助制度の充実について質問をされたようでご意見を聞きたい。頭を切りかえて本當の意味での予算というものを付ける、そのためには現在のようないくつかの法律扶助協会では困るということならば、やはり法律扶助の法案をつくらせて、そういう法人をつくるということが必要なのではないのかな、こう考えておるわけでご意見を。

そこで、最後に法務大臣に、たまたまきょう話題になりましたのは少年事件と刑事事件でございませうけれども、この法律扶助を私が申し上げたような方向に向けていく、これからますます複雑多様な社会において、どのような立場の人もど様な階層の人もリーガルサービスがちゃんと受けられるように実体的に保障していくということをお願いしたいわけですが、法務大臣、いかがでございますか。

○田原国務大臣 今の法律扶助の概念からいいますと、国庫補助はおっしゃるような感じでございます。一億五千万くらいは少ないことも事実でございます。しかし、これも徐々に伸びてきておりました。これを法律できちんとやれとおっしゃる御意見もわからないではありませんが、長年今の方法が定着してきておりまして、前進しておりますが、それなりの国民的合意がないとなかなかできないわけでございます。おっしゃるようないろいろな話を聞きますと相当専門的な分野がかなりあつて私が経験しない分野も結構あるものから、常識的にわかる分野とそういうものがごつちやになりますので、政府委員からまとめて答弁させていただきます。

○篠田政府委員 お答え申し上げます。先ほど諸外国に比べて我が国の法律扶助の点が非常に貧弱ではないかという御指摘がございませうけれども、金額の点からいいますと、確かに委

員御指摘のとおり非常に大きな差があるわけでございます。しかし、これはいろいろ国の制度全体にかかわる問題でございまして、単純に比較することはできないのではないかと、いふふうに考えております。

それで、現在の法律扶助制度につきましては、昭和三十三年以降今日まで財団法人法律扶助協会に対する国庫補助という形で行つてきておるわけでございますが、現在のところその制度が定着しているというふうには考えております。したがって、当面は現行の予算補助という方式によつてさらに法律扶助制度の充実発展に努めてまいりたいと考えております。ただ、御指摘のとおり現在の制度は民事の事件に限つて法律扶助をやつておる、しかも訴訟事件を中心にしていろいろと範囲を広げたらどうかと、それから先ほどもお話しございました法律相談につきましても広めるべきではないかという御意見もございませうけれども、法務省といたしましては法定の是非を含め今後とも法律扶助制度について勉強してまいりたい、そういうふうには考えております。

○仙谷委員 時間が参りましたので終わります。この点は国民からいえば防衛権といふか、あるいは権利の主張を具体的にできるかどうか、それを国の制度、あるいは国の制度そのものではないけれども法律扶助というふうな制度で実体的に保障していかうか、話なんです。局長、単純にその金額を比較できないと言つたけれども、やはり単純に比較できない、一千五百万と一億五千万というの、これはちよつといかがなものか。それで、法律扶助協会の人に話を聞きますと、いつも財源の問題が手かせ足かせになつて活動が広げられないということが事実のようでございます。ひつと法律扶助制度で刑事事件でも民事事件でもあらゆる面で国民の権利保護という立場から積極的に取り組んでいただきたいと存じます。

終ります。

○星野委員長代理 松原修雄君。○松原委員 まず、刑事補償法関係について伺いをいたします。今回、補償金の金額ですが、上限の方は上がったのですが、下限は一日千円で据え置きということになつたわけなのですが、これは物価上昇率に合わせて上限を上げたのに下限は据え置きにした、その理由をお伺いしたいと思います。○濱政府委員 お答えいたします。確かに今回の刑事補償法の一部改正をお願いしている法律案の中では、下限の千円というものはそのまま据え置かせていただいているわけでございます。これは、ここ数回の刑事補償法の一部改正の際に、従来そのような取り扱ひをお願いしていたわけでございます。その理由と申しますのは、上限につきましては、今委員御指摘になられましたように、賃金水準の上昇あるいは物価水準の上昇等を勘案して引き上げさせていただくわけでございますが、下限の千円という金額につきましては、これは事業によりましては下限の千円に近い金額を適用して補償をするという事案もかなりあるわけでございます。そういう意味でこの千円につきましてはそのまま据え置かせていただいているわけでございます。

○松原委員 そこで、一般の、死刑以外の今回の補償の伸び率、それから死刑の場合は二千五百万が三千万に上がりました。その伸び率が少し違ふように思ふのです。死刑の方が伸び率はちよつと少ないですね。そういう差ができてしまったのはどういふところに理由があるのでしょうか。○星野委員長代理 退席、鈴木(俊)委員長代理 着席。○濱政府委員 まず、拘禁の補償の部分につきましては、今委員御指摘になられましたように上限額を昭和二十五年の刑事補償法制定時にさかのぼりまして、今日までの賃金水準の上昇率とそれから物価水準の上昇率をそれぞれ根拠にいたしまして引き上げ額を算出しているわけでございます。他方、この死刑執行の場合の補償金額二千五百

七

万円を三千万円に引き上げるといふ点につきましては、これはもとより死刑執行の場合の補償金額について、拘禁の補償の場合とは異なつて端的にどのくらいに引き上げるのが相当なのかといふ点につきましては、死刑執行の場合の補償の中身と申しますか実体が拘禁補償の日額の場合とはやはり異なるという点が一つあると思つておられます。と申しますのは、拘禁補償の日額と申しますのは、これは観念的には拘禁されていたことによつて受けた不利益、その中には財産上の損害あるいは精神上の損害いろいろなるものも損害が考えられるわけで、そういうものについて標準的な金額を補償しようといふことから、この拘禁補償の日額といふものは算定されてくるのだらうと思つておられます。

ところが、他方、死刑執行の場合の補償金額と申しますのは、これはあくまで死刑執行を受けた者に対する精神的な損害といふか慰謝料といふふうに理解すべきものであらうといふふうに思われるわけでございます。したがつて、死刑執行による補償の金額を引き上げる場合に、どの程度引き上げるのが相当であるかといふことについては、必ずしも拘禁補償の日額を引き上げると同じ取り扱ひをする必然性はないかといふことについて思つておられます。

そこで、それでは二千五百万円をどの程度引き上げるのが死刑執行の場合の補償金額の引き上げとして相当かといふような観点から独自に考えますと、例えば交通事故の場合の事故死亡者に対する慰謝料の最高額の推移とかあるいは自動車損害賠償保障法で定めております死亡保険金の金額等を参考に、一応三千万円といふ金額を相当な金額ではないかといふことで三千万円の出たてきたわけでございまして、そういう意味で拘禁補償の日額を引き上げるとはその中身が違つていふことからは、必ずしも同じレベルで引き上げるといふことにはならないかといふのが結論でございます。

○松原委員 ちよつと御説明が納得できるという

どこの御説明ではないかと思つておられますが、一つだけ、補償ですね。仮に死刑が冤罪で誤つていた、後ほど明らかになつた場合、もちろん国家賠償という問題が別途立つておると思つておられます。これと国家賠償との関係はどういふふうになつておるか、簡単に御説明願ひます。

○濱政府委員 この死刑の執行の場合の補償金額がどういふふうになつておるかといふお尋ねだと思つておられますが、まず一つは、現行の刑事補償法第四条の三項におきまして、先ほどお答え申上げました死刑の執行による慰謝料に相当する部分が、現行では「二千五百万円以内で裁判所の相当と認める額の補償金を交付する。」といふふうに規定されておられます。さらに、その四の三項のただし書きで「本人の死亡によつて生じた財産上の損失額が証明された場合には、補償金の額は、その損失額に二千五百万円を加算した額の範囲内とする。」といふことが定められておられます。現行刑事補償法第四条三項のただし書きで、本人の死亡によつて生じた財産上の損失額がそれに加算されるということになるわけでございます。

さらに、死刑の執行に至るまでの拘束、抑留、拘禁されたことによる損害の補償といふのは、今申し上げた事柄とは別に、現行の刑事補償法第四条の二項の規定によりまして、現行は一日千円以上九千四百円以下の割合による額の補償金が交付されるということになるわけでございまして、

○松原委員 国家賠償との関係が出なかつたです。次の質問に移ります。

少年の補償についてでありまして、先ほども仙谷委員から指摘がありました第三条第三号、本人が補償を辞退しているときその他の場合には全部または一部を補償しないことができるという規定です。これは刑事補償法と対比してみますと、この三号規定はないのです。だから、少年だけに特に設けられた規定であるといふことでありまして、その中で「本人が補償を辞退しているとき」と

ということが問題になつてくるのと違つたかと思つておられます。つまり、本人が裁判官に聞かれる、本人が、いや、私はもう補償を請求する意思はありませんといふふうにお答えする、そうすると裁判官が、じゃこの子は補償は必要ないんだなといふことで補償しないということになるんだらうと思つておられます。

ところが、先ほど出ましたように、少年についてはいよいよゆるい国選付添人のような制度もありません。弁護人がついている例が余り多くない。しかも、少年は大概抑留効果といふか鑑別所シヨックといふのがあつて、大概の手のつけられないと思つておられる子供でもあつて、抑留された後は大変おとなしい、素直な子になるといふか、そういう例が非常に多いのです。私も実際そういう経験をたくさんしています。そうすると、そういうふうな子供の場合は、もう何でもい、一回抑留されているから権力をたたかれない、早くここから解放されたいといふふうな意思があつて、何でもいから迎合して、裁判官に、いや、補償を請求するつもりはありませんといふふうなことがたくさん出てくるんじゃないかと思つておられます。そういう意味で、この規定を置いてしまつて少年補償をつけた点が運用上形骸化されていくのではないかと思つておられます。この点についてはどのように見られておられますでしょうか。

○濱政府委員 今委員御指摘になされましたように、刑事補償法では刑事補償の請求権という構成をとつておられます。請求を待つて補償するといふ形になつておられるのでございまして、少年補償の場合とは異なることはやむを得ない。すなわち、少年につきまして、刑事補償法ではない少年本人の辞退の意思があるかどうかといふことを一つの考慮事項とするといふことは、少年補償制度において認められる考え方と申しますか、刑事補償の場合とは違つて理解していただいております。少年の後見の機関と考へておられますが、その中で「本人が補償を辞退しているとき」と

立つて適正な運用をしていくといふことでこの制度はもう考へておられるわけでございまして、少年保護事件におけるこれまでの家庭裁判所の実績に照らしまして、今委員が御心配になられたような、少年にとつて不本意な辞退をさせられるかといふようなことはいかに適正な運用がなされるものと理解していただいております。もともと家庭裁判所の後見の機能を信頼する建前できているわけでございまして、現行少年法の基本的理念に沿つて立法がなされたいと理解していただいております。

○松原委員 今の質問を裁判所の方から、運用上過つて少年の意思が抑圧された形で、本心ではない形で運用が形骸化する可能性があるといふおそれについて裁判所としてはどういふふうな御考えで対処されるのか、お聞きをしたいと思います。

○山田最高裁判所長官代理者 仰せのように、少年事件の場合には、判断能力が不十分であるとか他からの影響を受けやすいといふような要素が多分にございまして、そういうような事象がないとは言えないと思つておられます。また、それだからこそ家庭裁判所が職権で後見的な機能を果たすように予定された制度ではないかと思つておられます。家庭裁判所の裁判官は、もちろん現在の少年保護手続一般につきまして、少年の健全育成を腹に入れて、保護の見地から後見的な作用を果たしておられる。その機能の中には、当然福祉的な機能も一つ底流にあるわけでございまして、もう一方で司法保障的な機能といふことも非常に大事なものであるわけでございまして。

今仰せのような点は、まさに家庭裁判所に課せられた司法保障的な機能の面から後見的な配慮をしていくという趣旨であらうと思つておられます。当然、家庭裁判所にゆだねられた権限として、仰せのような運用の心配はないものと思つておられます。

たといえは認めていますね。ただし、処分をした原裁判所にのみ一回不服の申し立て権を認めているわけですが、これはどうなんでしょう。か、上級裁判所に抗告をするというふうな手続の保障がなぜ今回とられなかったのか、その理由だけちょっと聞かせてください。

○濱政府委員 現行の少年法は、改めて申し上げるまでもなく、刑事司法的なアプローチをとらないで、専ら後見的、福祉的なアプローチを採用して、国を保護を要する少年の親というふうにとらえる国親思想のもとに家庭裁判所の専権的職権主義構造を採用しているというふうに理解しているわけでございます。親護措置決定あるいは補導委託を伴う試験観察決定あるいは保護処分を伴わない没取決定など、少年に一定程度不利益を及ぼす処分につきましては、少年に一定程度不利益を及ぼす処分につきましては、現行少年法が唯一抗告を認めておられます。現行少年法が唯一抗告を認めておられますのは保護処分決定でございますが、これにつきましては抗告審である高等裁判所は必ずから結局決定をすることはできないこととされておるわけでございます。原決定を取り消す場合は必ず家庭裁判所に差し戻すか移送しなければならぬというふうにしてはいるわけでございます。

このような後見的、福祉的アプローチにつきましてはいろいろ御意見はあると思うわけでございますが、現行の少年法がそういう建前を前提として、これまで家庭裁判所が果たしてきました後見的機能に照らしますと、上級審に対する不服申し立てを認めないからといって直ちに少年保護に欠けるとは言えないのではないかと、少年の申し出による、先ほど委員が御指摘になられました再度の考案の制度を設けることによつて補償決定の適正は十分担保されるものであるというふうにご考へてはいるわけでございます。

○松原委員 それで、刑事補償ですが、これは国籍の相違、外国人にももちろん適用があるものでしょうか。
○濱政府委員 特にその点の制約はないものと理解しております。

○松原委員 ちょっと質問を変えたいと思いたす。外国人の労働者問題について少々お伺いしたいと思いたす。
日本が多くの外国人労働者を迎える、その趨勢は恐らくこれからもうんと広がっていくであろうというふうな思われます。そういう意味で外国人労働者政策と言われるものは大変重要だ、私はこう思っております。

そこで、これは新聞報道もなされたわけでありまして、フィリピンから日本に技術者あるいは技術研修、この辺が実ははつきりしないんですが、いざしる技術的能力を持ったフィリピンの青年たち、これらの人々が昨年の八月に現地で化学技術者及び電気技術者の研修生を募集するという広告を見て応募をして、そして日本の会社、これは東京都の江戸川区にある山口精糖株式会社、この会社に雇用をされて、昨年の末に日本に来日して仕事を始めたわけでありまして、
ところが、それらのフィリピンの青年たちは、当初は技術者として待遇されるあるいは技術研修としてさらに高度な技術を磨くという約束で入ったにもかかわらず、実際与えられた仕事というのは砂嚢袋の運搬やこん包、ボイラーのような機械の操作ばかりで、専門家としての研修にはほど遠いいわゆる単純肉體労働と言われる分類になるような労働に従事させられておりました。これは、フィリピン本国の大学で電気工学やあるいは化学、そういう専門教育を受け、現地でそのエンジニアとしての仕事に携わっておった、しかし非常に高度な技術を持った日本でその技術を磨いて、もう一度本国へ戻ってフィリピンの国の繁栄のために頑張りたい、そういうまじめに技術目的で入ってきた青年たちが普通の単純労働と言われらるものに従事させられたというところで、会社は約束違反ではないかということ、労働紛争が起ころうとします。これはもう実際に裁判所へ仮処分の申請すら出されておる、こういう状況が発生しております。

そういう事実関係は既に法務省の方にも申し上げておられますが、本件の場合、フィリピンの青年たちが入国をするに際して、在留資格が「技術」と言われる資格要件で入ってきているわけでありまして、私この事例を見ますに、「技術」という資格を使って実際は単純労働をさせる、こういう新手法の、いわば法の趣旨に反した外国人労働者の受け入れの手法がここで生まれているのではないかと、そういう観点から少しこの問題についてお聞きしたいと思っておりますが、まず最初に、こういう「技術」の資格で日本に外国人労働者が入ってくる場合、その取り扱いの基準は大体どうなっているのでしょうか。

○高橋政府委員 お答えいたします。
日本で在留するためには入管法に基づく在留資格を得なければいけません。この点については「技術」の在留資格ということにしましては入管法及び入管法の施行規則、及びその基準等については法務省令であるいわゆる基準省令によって定められております。
「技術」の在留資格といたしましては「本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動」というふうな定義されておりました。その基準といたしましては、日本人と同等以上の月額報酬を受け、それから「従事しようとする業務について、これに必要な技術若しくは知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は十年以上の実務経験により、当該技術若しくは知識を修得していること」ということになっておりました。在留資格認定証明書交付申請などがございましたら、場合には、これらに在留資格該当性や基準の適合性などを審査しまして、それで認定証明書を発給しております。こういう仕組みになっております。

○松原委員 つまりいよいよ大卒である、高い知識がある、それから受け入れる場合でも日本の技術者と同等待遇でなきゃならぬ、大体こうなっていますよね、メーンは、そういう意味では、認定するにはいよいよ相当限定されるだろうと

私は思うのです。
ついでに、別途よく出てくるのは「研修」。在留資格による「研修」ですね。「研修」の場合も実に細かい、非常に細かい規定があつて、本当に研修目的が担保されるようなものでないといふ受け入れないということも、実際法務省では決めておられますね。

そこで、その「研修」の場合とちよつと比較しておきたいのですが、この山口精糖という会社は従業員が七十人ぐらゐの会社です、七十人の会社。そうすると、もし「研修」で受け入れたとした場合、七十人ぐらゐの従業員のおる会社の場合、在留資格を出すには何人ほどの研修生の受け入れになっておるのでしょうか。
○高橋政府委員 お答えいたします。
「研修」につきましても、入管法及び入管法の施行規則及び基準省令、これは法務省令でございますけれども、によりまして非常に厳格に規定されておりました。仮に七十名か八十名程度の会社が研修員を受け入れるということになりますと、研修施設とかそういういろいろな条件がございますが、数だけでいいますと二十人に一人ということでございますので、その程度の規模の会社であれば、研修員の受け入れはせいせい三名から四名というところではないかと思つております。

○松原委員 「研修」の受け入れでいけば三人ないし四人が基準である、ところが本件の場合では、七十人程度の精糖会社で十名の技術者を受け入れる、それについてあなたの方で在留資格を認められたわけですね。これは、皆さんがその認定をするに際してどのように調査をされたのか、その結果どういふ判断を下されたのか、ちよつと説明願えますか。
(鈴木(俊)委員長代理退席、委員長着席)
○高橋政府委員 この具体的な例で申し上げますと、雇用主である山口精糖から昨年九月十三日に東京入国管理局に対し申請がございまして、月額二十七万五千円以上の報酬を支払って精糖製造加工における技術開発の業務に従事させるもので

あるとして在留資格認定証明書交付申請がございました。それで、東京入管局といたしましては、規則に従いまして審査した結果、これは適合であるということで、十月三十一日、在留資格、技術一年として在留資格証明書を交付したものでございます。

○松原委員 その根拠ですけれども、今聞いていますと、一つは、二十七万五千円と今おっしゃったかな、その報酬が二十七万五千円。恐らく契約書の写しのようなものが提出をされたと思うんですね。報酬金額が一つの根拠になっていると思うんです。それからもう一つは、この山口精糖さんというのは、我が社の技術は日本でも東大や京大を卒業した程度の高度な教育を受けた者でないといふはできない仕事なんですというたぐいの説明書等も実際は徴求して審査の判断材料にされたことはありませんか。

○高橋政府委員 非常に高度な技術を要するものとして申請があった、それで許可したというふうな承知しております。
○松原委員 そこで、それは当然書類審査で終わって、例えばその現地会社に行ってみる、そういうところまでは至らなかつたのでしょうか。

○高橋政府委員 この場合は現地にまで行って調査しているところまではやっておらず、書類で審査だけでございます。
○松原委員 今回の場合とおっしゃったけれども、現地の会社に向いて調査する場合もあるのでしょうか。

○高橋政府委員 原則として書類審査でございますが、必要に応じて、何か調査する必要があると認めるときは現地を調査することもございます。また、更新がございましたときには、いろいろ前の例に照らしまして現地に行って厳密に調査することはございますが、今のよう場合は原則として書類審査で行う、こういう慣行にしております。

○松原委員 こういう技術資格で入ってくる外国人労働者は、一番近いところの数字でいいですけども、年間では何名ぐらいで、フィリピンからは何名が入ってきますか。
○高橋政府委員 平成三年中において在留資格「技術」の資格で新規入国した総数は三千六百六十六名でございますが、このうちフィリピン人は二百九十名でございます。

○松原委員 裁判所に仮処分を申し立てられた例で見ますと、フィリピンの青年たちが入ってくる、入ってきたらすぐに会社側はパスポート及び在留資格認定証明書をいわば預かった、保管をしてしまった、そして返してくれないというのでこの仮処分の申請をしたときに裁判所の主文の中にそれは入ってしまつた、パスポートを返してほしという仮処分申請が出て、その結果裁判官が間に入って和解でパスポートとこれは返したということになっているのです。

これは念のために聞いておきますけれども、外国人がもしパスポートを常時携帯していないと法的にはどうなるのですか。
○高橋政府委員 入管法の規定によりまして旅券等は常時携帯する義務がございますので、それを持っていないと義務違反ということになります。

○松原委員 そこで、そのパスポートを預かつて

いる方については、今おっしゃつた入管法の規定で、常時携帯を客観的には妨害する形になるのだけれども、ずばりの法律の規定で処罰するような、そういう規定はありませんか。
○高橋政府委員 入管法上は本人の携帯義務違反ということになりますけれども、その預かつた人に関する規定はございません。

○松原委員 法律上ずばり預かつた者を処罰する、常時携帯の義務をいわば客観的には妨害している形になるのですが、それを処罰する規定はないということでしょうか、私これ以上は別に聞きません。しかし、いずれにしろ、通常考えてみても、パスポートを預かつてしまつている、こんな状態で、いわば労働者をそこに実際上拘束するような間接的な効果が私には出ていると思うのです。

そこで、刑事的な追及という問題とは別に、そういう明らかにパスポートを預かつておるような行為を察知した場合は、何がしかの対処方法というのに入管当局としてはとることはできないのですか。
○高橋政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、パスポートといふのは外国人登録証のない方にとっては携帯義務がございますので、そういう携帯義務違反を生じさせるようなことをする雇用主といふ方がそういう者に対して、そういうケースが我々でわかつた場合は、それは非常に望ましくないことであるというふうに言うということでございます。

○松原委員 望ましくないのは、そんなのはだれが聞いてもわかるわけですが、いわゆる行政当局の事後措置として、一回在留資格認定をしてしまった、ところがその後、入つてきてパスポートの常時携帯ということがないという状態を察知した場合、皆さんの方で何がしか打つべき義務なりそういうものはあるのでしょうか、ないのでしょうか。
○高橋政府委員 この入管法の規定といふものは、申請があつた場合正直に申請されているとい

う前提で行われているわけでございます。それから、この雇用主と被雇用者との関係がきちつと契約に従つて、契約を守り従つて行われているということ、それから日本の法律を守つて行われているという前提でございますので、もしそういうことがあるというところでございます、入管といつたしましては考えられる一つの方法としては、次の申請のときあるいは更新のときにこの会社なりそういう雇用主のビヘービアといふか、そういうことをよく考慮に入れて行政的な措置をとつていく、こういうことになるとかと思ひます。

○松原委員 書類審査で認定をされたわけですが、恐らく決めの重要な一つになつたのは雇用契約書、月額二千ドルという雇用契約書が申請書類には出されておると思うのです。しかし、実際は、青年たちに出しておるお金は月額三百ドル、日本円に直すと三万九千円という金額で支給されておつたわけですか。これは裁判所でも、そのとおりで、三百ドルを賃金として私は払つておつたということと山口精糖自身も認めておるから、事実関係については争いがない。そうしますと、入管当局には二千ドルという金額、大体日本の技術労働者と同様だということになるためにそういう契約書を出しておつた。ところが、実際のフィリピンの青年たちとの間では三百ドル。だから、実際事実関係からいふと、契約書は二通つくられておるのですよ。労働者向けには三百ドル、入管向けには二千ドルという契約書が実は出されておつたわけなのです。

そこで、お聞きしたいのですけれども、そういう二千ドルという契約書が来て、これが日本の技術労働者と同様だという判断をする基準ですが、それは山口精糖と他の業種との基準で判断されたのか、それとも山口精糖の中の既存の技術労働者の賃金と比べてこれは適正だというふうな判断されたのか、これはどちらで御判断なすつたのですか。
○高橋政府委員 お答えいたします。「日本人が従事する場合に受ける報酬と同額

同額

以上の報酬」ということにつきましては、申請人が就労しようとする当該会社において同じ業務に従事する日本人と同等以上の報酬を受けるか否かを基本として判断しております。ただし、全国的に見まして同種の業務に従事している日本人の平均賃金より明らかに低い報酬で就労しようとする場合にはこの要件に当てはまらないものとして取り扱っております。

さて、今お尋ねの山口精糖の場合でございますが、申請において月額報酬二十七万五千円から三十万円の間に申請人の各自の給与が定められていたということから、この要件に当てはまるというふうに判断したわけでございます。

○松原委員 ちよと済みません、それはその山口精糖の既存の技術労働者と比べて適正だと見たのかどうか、そこをもう一回はっきりさせてください。

○高橋政府委員 本件の審査に当たりましては、報酬月額が二十七万五千円以上でございます。大学卒の初任給が今十八万から十九万でございます。この大学卒の初任給を大幅に上回っております。それで、本件基準を、この法務省令の基準省令を満たすことはもう明らかでございます。特に山口精糖の報酬とか全国水準の平均賃金について調べたということではございません。

○松原委員 判断の基準は今のとおりでございます。そこで、今回の例ですけれども、具体的な例でいいますと、その入管当局に提出した契約書は実際は実態とは全然違うわけです。月額三百ドルだと言っておる。三万九千円ですか、そういう金額になっておる。その点については裁判所の資料を見ても山口精糖からの書類から見ても三百ドル、そのとおり払っていますというところで、これは全く争いが無い。そうすると、結局入管当局にはいわゆる「技術」の在留資格を取るためにそういう契約書をごしらえて提出したということで、いわば虚偽内容の契約書をつけて在留資格認定をいただいた、こういうふうになるだろうと思うのです。そんな場合は入管当局としてはどういう措

置、考え方をとおりになるのでしようか。

○高橋政府委員 この件につきましては、先ほどどのような経緯で在留資格認定証明書を交付したかというのを申し上げたわけでございますが、三月十日付の新聞におきまして研修目的で入国させ単純労働をさせているというふうに報道されたことがございまして、東京入管局におきまして山口精糖に雇用されたフィリピン人からの事情聴取や会社の実態調査を行った結果、この会社はフィリピン人に対して月額報酬として三百ドル、約三万九千円を支払っているにすぎず、最低賃金に基づいて決定される最低賃金にも満たない、それで最低賃金法違反の疑いがあるというふうに認めまして、四月十七日、東京入管局からその旨を管轄する労働基準監督署及び警察署に通報したところでございます。

さて、それ以外にどういふような措置をとるかということでございますが、今私たちがいたしましては、この申請は技術というところで申請がございまして、本人と会社の間で実際どういふような契約がなされたかということについては私たちがまだ承知しておりませんので、これは今先生おっしゃったとおり裁判で係争中でございます。その辺は裁判の推移を見守りたいと思っております。現在のところは、とった措置はそういうことでございまして。

○松原委員 実はこれは山口精糖だけの問題ではなくて、あと二つの会社も関係していた。フィリピンでその募集広告をするときにAYAACインターナショナル会社という名前募集広告を出した。結局採用したのが、山口精糖に十名それから茨城県にある有限会社中都電機それから株式会社CCSですか、これらに七名、合わせて十七名を、AYAACインターナショナルというところを経由して外国人労働者を入れてきた。このAYAACというの、どうも今申し上げた三つの会社の責任者の頭文字をとってできておつたらしいということ、これはどうやら相当よく物事をお考えになって組織的にやっておるといふこともだんだ

ん明らかになってきたわけですね。

○松原委員 今出ました有限会社中都電機ですけれども、これもまた紛争を起しています。

ことしの三月に、この中都電機に働くフィリピン人の青年たちが、水戸労働基準監督署ですか、そこへ、いわゆる単純労働であつて技術と全く関係ない仕事をさせられておるといふことで実は申し立てをしておるようでありまして、これについて、水戸の労働基準監督署は六月の末までに会社の解決案を提示せよという勧告をしておるといふことのであります。実際はこれらの青年労働者もことしの七月初めには滞在期間が切れるというところを迫っておるわけで、それに六月末までに解決案を出したということであつたら、解決案が出た途端にすぐ帰ってくださるということにもなりかねない話にもなつておるようには思つております。そういう意味では、労働省の方でこの件の事実関係をどの程度まで掌握をされておられるのか、お伺いしたいと思います。

○山中説明員 先生御指摘の有限会社中都電機につきましましては、平成四年の一月に、フィリピン人の元労働者から賃金不払い等について水戸労働基準監督署に対して申告がなされました。同署におきましては、この申告を受けまして事実関係の調査を行いました。その結果、賃金の不払い等に関し労働基準法違反が認められるということで是正勧告を行つております。

先生御指摘の是正勧告の期日の問題ですが、一般的に私ども労働基準監督署は、法令違反の是正についてその違反の態様なり難易度等を検討いたしまして、是正をいつまでにやつてこいという是正期日を定めて行つております。本件につきましましては、先生御指摘のとおり、六月末を目途に是正を行うように勧告いたしました。これについては、この監督署で、当該違反の是正について事実の態様等からある程度の時間を要するということ、そういう判断に基づいて行つたものであります。本件の処理に当たりましては、今後とも、先生

御指摘のように申告人の置かれてある立場をも十分考慮いたしまして、可能な限り早期に解決するよう適切な指導に努めたいというふうに考えております。

○松原委員 ここでも労働争議、紛争状態が生じておつて、賃金については是正勧告だ。山口精糖については最低賃金法違反であるという認定で労働署の方に告発されたのですか。

○山中説明員 私ども、入管当局から通報を受けております。

○松原委員 大臣にちよと感想を大まかな話だけでお聞きしたいと思つてますが、きょうも傍聴の方に来ております。それらの方々は、一人はフィリピンのファリス大学電子工学科、一人はマリア工業専修大学化学工学科、それからフィリピン大学化学工学科、こういうところを卒業して、そして日本にまさに技術研修に来た。募集広告を見てみると、技術者オンリーが欲しいのか研修者が欲しいのかどうもわからない、技術研修という言い方、そのような募集広告になつてはいるわけ

私も彼らに話を聞いてみた。そうしたら、こういう若い青年たちは、フィリピンという国は貧富の格差が大きい、しかしこの国を自分たちの技術や力でもって繁栄するいい国にしたい、そういう気持ちがある。フィリピンから見ると日本という国は、敗戦後の日本人がアメリカを見ていたと同じようなイメージで今の日本を見ています。ここには技術があり、そして豊かさがある。ここで高度の技術を習得して国へ戻れば、もちろん自分の再就職にもいいでしょうが、しかし何よりもフィリピンという国全体の豊かさのために非常に役に立つはずだという、いかにも青年らしい気持ちです。敗戦後の我々日本人がこれから国をもう一回立て直さなければならぬと思つた、あのときと同じような気持ちを持っておると私は思つております。そういう技術習得にかけて日本にやつてきたフィリピンのこれらの諸君たちをがっかりさせるような単

純労働者として扱うということがあったのでは、この青年たちをこのまま失意の中でフィリピンに戻すということは、日本という国全体にとつても国民にとつても大変大きな損失になると私は思うのですが、その点で大臣の御感想はいかがでしようか。

○田原国務大臣 今、山口精糖のことからお話しになりましたけれども、山口精糖そのものについては現在係争中でありまして、私がコメントするよりも一般論として、今一般論的な御質問でありましたが、考えてみたいと思つたのです。

我が国を取り巻く国際環境や国際的地位は非常に変わってきておりますから、出入国管理の運営というものも大変難しくなつてきています。この前の改正入管法のときにいろいろなことを考慮して、結局、技術者は積極的に受け入れるけれども、一般、通常労働者は受け入れないという慎重な対処するという基本方針を決めて、それに基づいてやってきているわけでありまして、これにたいまおっしゃつたような、これをうまく利用して、労働力不足とかそういうものに資するためだましていくということは日本の国際的信用を傷つけることが非常に著しいというわけでありまして、これは大変なことだと私も思つたのです。したがつて、一般的な調査としての事実関係も調べなければいかぬですが、個別の問題としても、事実関係をきちんと調査して、不法に対しては厳正に対処しなければならぬ、こういうふうに考えております。

不法就労も、右から見る場合と左から見るのと両方あると思つたのです。観光ビザで来て不法就労するといふあれと、技術と称して実は一般労働をさせられておつたというのも一種の不法就労ではないかと、私これは全く素人考えですけれども、そういうふうな思つたわけでありまして、関係省庁ともよく協議して、外国人の人權にも十分配慮して対処してまいりたい、このように思っています。○松原委員 今の大臣の御答弁、まさに私もそのとおりだと思つたのですよ。

そこで、入管局長にちよつと確認しておきますが、技術ビザで入国される方が年間に三千名強ですね。それで、昨年フィリピンからは年間大体二百九十人という形で入国されている。そういう意味で、今まで研修目的というのがかなり、いわゆる単純労働の需要も満足させながらやるというところが、どうも技術に関するビザでいわゆる単純労働と言われるものを導入してやる新たな手口というか、そういうものの一つの事例として今出てきているんじゃないかと私は思つたのです。したがつて、入管局長、ちよつと要望しておきたいのですが、この山口精糖それから有限会社中郡電機、株式会社CCSの事例、いわば今後の行政措置の問題もありませんので、この際徹底的に調査して検討していただきたい。それから、現地のフィリピンで、これらの会社が大体一緒になつてやっていると私は思つたのですが、いわゆる募集会社をつくつて、AYACインターナショナルカンパニーというものをつくつてやっておるようです。だから、問題はそういうところの解明です。入管当局として今後こういう方法を放置しますと私は大変難しくなると思つた。

技術労働だとしても、現場へ行つてみて、技術労働なのか単純労働なのかの区分け、境界というのが確かに難しくなる例があるのですよ。例えばの例が鉄筋工ですね。鉄筋工という、簡単に曲げるあれも技術なのかそれとも単純労働なのかと言われたら、どつちかなというふうに実は悩むような場合があると思つたのです。それは技術だといふ意見もある。しかし、あれは単純労働に区分するといふ行政上の措置をやつては行かぬです。そういうふうにして、いわゆる境界例を持ち出されて、「技術」の在留資格でどどん法が本来目的を越えておつておる。しかし、これは、初めから観光目的でこちらで働くんだという形で入つてくる外国人労働者と、それこそ大臣おっしゃつたように、事例が違つて私は思つたのですよ。自分たちは技術を持ってきているのだ、そ

う自負と誇りがある。そのつもりで日本へやつてきた。ところが、やらされたのは単純労働だといふことになれば、大変大きな国際的な信用を失う危険性を持つておると思つたのです。そういう意味で、今挙げたこの事例について、入管として徹底的な調査と対応をしていただきたい。そして、それができたら報告をいただきたいと思つたのですが、いかがでしょうか。

○高橋政府委員 お答えいたします。技術の在留資格は、先ほど申しましたように「理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動」を予定しているものでございまして、このような専門的技術または知識を要しない業務は排除されるというふうな考えをしております。単純労働を目的とする条件は当然除外されることになっております。

しかしながら、今先生が御指摘になつたように、技術という名目で在留資格を獲得させておいて、実際はそれに値しないようなことをやらせるというふうなことが起きますと、法の秩序も乱れますし、また我が国の労働マーケットといふものが、また我が国の秩序自体も乱れてまじめに法を守つておる人が損をする、こういうふうな状況になりまして、我が国の経済にとつても極めて好ましくございませぬし、また先生御指摘のとおり、日本の国際的なイメージ、国際的な立場からいつてもこういうことは排除しなければならぬといふふうに考えておられて、各申請の審査に当たつては、この点に留意して慎重に十分審査をして、このようなことが起きないように適切に対処してまいりたいと思つております。

今具体的に先生の御指摘になりましたAYACとか中郡というふうな会社につきましては、これが山口精糖と同一グループといふんですか、そういうグループであつて、連係して活動しているのではないかと御指摘につきまして、入管当局として実はこういうことは今まで把握しておりませんが、今先生から御指摘ございましたが、現実に本件のようなケースが裁判で係争中であると

いうこともございまして、当局としてもその能力の限り徹底的に調査していきたいといふふうに考えているところでございます。裁判中でございますので、裁判の推移というものももちろん十分見きわめる必要はございますが、私たちといたしまして、入管当局として権限のできる範囲内できちつと調査をいたしたい、こういうふうに考えております。

○松原委員 そこで、本件の場合には書類審査で審査をなさつた。恐らく決め手になつたのは契約書の報酬額だと私は思つておるのです。ところが、その契約書の報酬が実は内容虚偽であつたといふことになるからこんな問題になつた、こうなるわけですね。先ほど原則としては書類審査とおつたわけけれども、現場に向かつて審査するということについては、この新聞によれば「職場に立ち入り調査するのは難しい」というコメントを出した人がおるようですが、実際はどうなんですか。現場調査をすることができる体制に入管が今なつておるのかどうか、この辺はどうですか。

○高橋政府委員 先ほど申しましたように原則は書類審査でございますが、これは現場で調査した方がよいといふような場合には現場にも行きます。しかし、極めて数多い案件を迅速にまた限られた人数で処理するといふことでございまして、書類で一応きちつとした資格があり、それなりの要件に適合しているといふことであれば、わざわざ人を派遣して現場を調べるといふことは、行政コスト上からそこまでやる必要はないのではないかと、今後は、今のようないふに考えております。

○田原国務大臣 入管局で入り口から出口まで一〇〇%全部すべてを管理し、それからその後の状態もすべて管理するというのはキャパシティを超えると私は思つたのです。関係各省が所管する部

分がたくさんありますので、これは政府一体となつてやる部分が多いと思うので、これは逃げ口上で申しているのではなくて前向きな姿勢で私は申しているのですけれども、そういう意味で、先ほど私の答弁の最後の方で関係省庁と協議しと申し上げたわけでございますので、その辺もよく御理解願いたいと思います。

○松原委員　そこで、大体想像していただければわかると思うのですが、彼らの技術者としての力を使うような状態ではないから紛争状態が起こってしまった。私たちに技術労働をさせてほしい、そういう気持ちで来たフイリビンの青年たち。こういう労働紛争も起きましたので、実際こういう会社にはそういう能力はもうないというふうに言つて多分いいでしょう。

もう一つは、こういう労働紛争になつてしまつたわけですから、一種の信頼関係も壊れてしまつて、通常、日本でも、労働紛争が起こつた後の雇用関係はなかなか難しいのです。そうだとしますと、結局、彼らは在留資格がたしか一年だつたと思うのですが、この問題は裁判所で起こつていけるけれども、仮にこの問題が解決したとしても、会社との関係が解決したとしても、実際これらの諸君たちは当初日本に入つてきたときの高い目的や意識、動機といったものを全部満たされなくて、このままお帰りくださいとなつたら、国際信用を失つたまま帰してしまつていくことになると思つておられる。ここを何とか、一つは、新しい就職先で技術等目的を達してもらいたいなという気持ちで普通なら持つだろう。本人たちも持つて居るのです。一たん入管が外国人労働者を入れた、しかしその後この手の紛争が起こつた場合に、きちつと行政でこれに何とかうまく対応できるような仕組み、例えば新しい雇用先を探すとか、こつこつと悩んでいる外国人青年たちに相談に乗つてやるのか、そういうような仕組みのようなものが今現在あるのでしょうか。もしないとしたら、その点のところはどんなふうにお考えになつておられますか。

○高橋政府委員　入管の地方管理官署は、特に東京入管におきましては、相談所はございますけれども、外国人で新しい職場にかわりたいとか、今のような、非常に気の毒なケースかもしれないけれども、そういう場合に就職をあっせんするということまでは、そのような仕組みもそういうこともやつておりません。ただ、いろいろ相談に應ずるということには、資格の切りかえとか、そういうことはございます。

○松原委員　大臣にお聞きしたいのですけれども、それは行政当局自身がなくとも、適切な第三者機関なりそういうことも、しかも法務省だけでなくてまさに関係各官庁ということになるだろうと私は思つておられる。何がしかこの手の紛争——外国人労働者問題は今後は大変重要な問題になると思つておられる。日本で高齢社会に行きますから、しかも一・五人の出生率という点からいまして、日本の今後の場合、外国人労働者による労働を多く依存するということは不可避的な趨勢だと私は思つておられる。そして、うまくいけばよろしい。しかし、どこかにこういう不心得者がおつて紛争が発生する。事紛争が一回発生すると国際問題になりかねないわけですから、そういう点からして何がしか、こういうふうな紛争が起きたときに政府なり、第三者機関というのか、そういうふうな方法でそういう受皿を検討していくということは今考えられないものでしょうか、いかがでしょうか。

○田原国務大臣　今受け皿があるかどうか詳しく承知しておりませんが、各省の連絡会議が相当細かく詰めるシステムになつておられます。それから自民党といつたしましても、外国人労働者の問題について、各部会の幹部が組織して、最近相当活発にやつておられるのでありますが、恐らく各党も同じようなことでおられると思つておられます。先生のお考えは非常によくわかる考えでありますので、勉強させていただきます。時間をとお互にたぎりたいと思つておられます。

○松原委員　時間が参りましたので、どうもありがたうございました。

○浜田委員長　この際、暫時休憩いたします。
午後零時三十六分休憩

午後二時二十九分開議
○田辺(広)委員長代理　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。谷村啓介君。
○谷村委員　午前中、仙谷委員、松原委員の方から刑事補償法、さらに少年の刑事補償法について細々とした質問がございました。したがうして、私の方は、刑事補償法と将来非常に関係が深くなるであろうと思つておられます。石川一雄さんの問題について質問を逐次出しておきたいというふうになつておられます。

まず、この問題の過去の委員会あるいは本会議等の質問をずっと精査といつていろいろと調べてみますと、たぐさんの関係資料といつてか、そんなものがございまして、やや古いものもございまして、そういう問題を取り上げながらの質問に入りたいと思つておられます。

○飛田政府委員　石川受刑者は、現在千葉刑務所におきまして、昼間は施設内の洗濯工場において洗濯夫兼補綴夫として就業し、夜間は個室において読書などを行う規則正しい生活を維持しておられます。健康状態も良好で、処遇上特段の問題は生じていないというふうに理解しております。

○谷村委員　私も先月末の三十日とそれから先月の六日に千葉刑務所へ参りました。その際にも、同じように所長の方から、ただいま御報告がございましたようなことをお聞きしたのであります。とりわけその際に残りましたのは、私どももぜひ本人に面会をしたい、こういうふうにして参りました。しかしながら、それは実現できませんでしたが、その理由は、今おっしゃつたような洗濯の仕事等に従事してあるので、したがつて例えば十分間の面会にしても他の仲間迷惑をかける、こういうことがその理由のようでございます。私も大変考えさせられましたけれども、それから推して見ても、受刑態度といつては、そういう一端がうかがえるようでございます。そういう感想を持つては、実は帰つたわけでございますが、その問題はそこまでにいたしておきたいと思つておられます。

まず、具体的な質問に入るわけでございまして、一九八二年に日弁連の当時の会長の山本忠義さんという方から「千葉刑務所在監石川一雄の仮出獄について(要望)」という書面が提出をされておるのであります。これは提出先は関東地方更生保護委員会、さらに千葉刑務所、こういうふうになつておられるわけでありまして、そして、その中身を見ますと、現在もいろいろの議会で質問あるいは答弁がなされておられますけれども、そういうものの原点に近いような、私どもの主張と大変似通つておられますけれども、そういうものが読み取れるのであります。その第二を見ますと、当時はまだ十年に参つておられます、まだ確定後五年というところでございまして、その問題に焦点を当てながら未決勾留日数という問題を取り上げられて、「実務の取扱いは、未決勾留日数の通算を無視し、確定後、現実に一〇年を服役したあとでなければ、仮釈放を許さないが、これは誤れる解釈、運用である。」というふうに、弁護士会の方の主張が前提になつておられるわけでありまして、そこで、簡単に言いますと、五年経過した時点ではありましたが、そういうことを考えると、もうその時点で仮釈放の期間的な要件は備えておられるということで、関係地方委員会に通告をしなければならぬという点を取り上げておられるわけでありまして、その後、仮出獄の要件としての「改換ノ状アルトキ」ということについての弁護士会の見解をる四ヶ条挙げて述べられておられるわけでございます。こういう内容の要望でございますが、そ

の趣旨についてどのようにお考えか、まずお伺いいたしておきたいと思ひます。

○飛田政府委員 刑法二十八条の解釈の問題は必ずしも私の所管ではございませんけれども、矯正で考へての取り扱ひというのは、刑法二十八条に無期受刑者の仮出獄の要件として、改後の状があるときは無期刑については十年を経過したる後仮出獄を許すことを得と規定しておりますので、私どもの取り扱ひといたしましては、無期刑の言ひ渡しを受けた者は現実に刑の執行を十年間受けた段階でなければ、すなわち刑の執行開始の日から十年を経過しなければ刑法所定の仮出獄の形式的要件が充足しない、ですからそれを經過して初めて仮出獄の要件が満たされるというふうな取り扱ひで運用しております。

○谷村委員 この中にも具体的にございしますが、当時の刑務所長に対して、十年経過したら通告を当然しなければならぬことになっておられるわけでございますが、その通告はいつなされたのか、お尋ねしたいと思ひます。

○飛田政府委員 犯罪者予防更生法二十八条に基づき通告といたしましては、この石川受刑者の場合、石川受刑者が無期懲役の刑の執行を開始した起算点から十年の、いわゆる起算日と申しておりますけれども、十年たちました昭和六十二年八月十五日が起算日でございますが、その経過してから遅滞なく数日後、厳密に申しますと八月十八日付でございますが、通告をしております。

○谷村委員 そこで、先ほど取り上げましたこの弁護士会の主張といったものについて、若干法務省の考へ方をお尋ねしておきたいと思ひます。

御承知のように、一九六一年に改正刑法準備草案というものが出されております。そしてまた、それを受けて一九七四年ですが、改正刑法草案というものが出されておられるわけでありまして、この中をじつと見ますと、仮釈放について、準備草案の方では、従来の考へ方を変えて新しい考へ方をなさっております。こういう点が第八十八条「仮釈放の

要件」の中にあるわけでありまして。ちなみに読んでみますと、「従来、この制度は、一応刑の改善の目的を達した者に対して、刑の執行を続けることは無用であるという観点とか、仮釈放を受刑者に対する恩恵として許すという思想から、仮釈放の要件として、一定期間の経過のほかに、受刑者の改心の情を唯一のものとしていたが、本案は、仮釈放制度を法的にはともかくも、事実上は刑事施設外における刑の執行の一態様としてみようとする立場をもとり入れて、仮釈放の要件として、改心の情のほかに、刑事施設内において拘禁生活を通じて更生を期することがより相当であると認められることを附加した。かような立場は、仮釈放者に対する保護観察を必然的ならしめるものであるといえる。」というふうな、準備草案は仮釈放について非常に前進をした考へ方を示していらつしやるわけでありまして、こういう考へ方については法務省当局はいかがお考えか、お尋ねしたいと思ひます。

○飛田政府委員 刑法の改正は私ども矯正の方の所管ではございせんし、またその刑法の改正のことについては矯正がどう考へておられるかという御質問であればちよつとお答えしにくいわけでございますが、私どもとすれば、矯正は、現在効力がある法律に従つて、忠実にその法律を守つて運用をしていかざるを得ないわけでございます。刑法の趣旨に沿つた運用はなかなかしにくい、つまり現行の刑法のもとでの考へ方では矯正は運用できない、こういうふうな考へておられるわけでございます。

○谷村委員 今おっしゃるようなことはわかつて質問しておられるわけですから、もちろん刑法は改正しておらぬわけですから、まだまだこの問題については時間がかかるようでありまして、こういう考へ方については、私はやはりこういう考へ方の方が正しいのではないかと思ひます。そういう考へ方が現にあるわけですから、そ

の考へ方についてのお考えをお尋ねしているわけだとして、今の法律があるにかかわらずそれについてどうこうという質問をしているわけじゃありませんから、そういう観点でお答え願へばありがたい、こういうふうな思ひます。

○飛田政府委員 刑法の改正についてはいろいろ考へ方があると思ひます。現行の刑法の解釈についてすらいろいろの説があるわけでございますけれども、私ども矯正の立場で、ある考へ方についての評価を聞かれても、これは公権解釈をするわけではございせんし、まことに困るわけでございます。ですから、私どもといたしましては、現在の法律に従つて、その有権的な解釈のもとで運用しているというのが精いっぱいのごとでございます。まして、そのある考へ方についてどう思ふかと聞かれても、それは私どもの公の立場としては申し上げにくいことと申しております。

○谷村委員 矯正局長の答弁はそこまでだろうと思ひます。次に移りますけれども、そういう考へ方が将来刑法を改正する上でいろいろ議論されて、しかもこれは法務省の方がおやりになつておられる作業でありますから、審議会をつくつておやりになつておられるわけですから、やはり権威があるといひます。非常に尊重されるべきものだと思ひます。私どもは、これを受けて改正刑法草案というのが法制審議会から出されております。

仮釈放、第十一章にございしますが、例えば八十二条「執行期間の計算」というところがございまして、第二項に「減刑によつて死刑を無期刑に変更された者に対する仮釈放の処分については、判決確定後の拘留日数は、前条第一項に規定する期間に算入する。」というふうになつておられるわけでありまして、前条といへば三分の一と十年という規定があるわけでありまして、こういう考へ方についても御答弁は願へませんか。つまり改正刑法草案に盛つておられる精神ですね。いかがでしょう。

○濱政府委員 今委員御指摘のような仮釈放の期間の算入に関する規定が改正刑法草案の中にあることは仰せのとおりでございます。ただ、昭和四十九年に法制審議会から答申を受けましたこの改正刑法草案を一つのたたき台として、法務省におきましてその後も継続して刑法改正の作業を行つておるところでございますけれども、なお政府案として確定したものはいまだ持ち合わせておられないわけでございます。

○谷村委員 改正刑法草案を見ますと、この「はしがき」には当然現行刑法が大変古くなつたといふことで現状に合わない、現代の要請に適合しないといふ問題を含んでおられるので全面的に再検討するの必要に迫られたといふことが書いてあります。法務省では、このような観点から昭和三十一年十月から予備的な草案の作成あるいは同省の刑事局内に刑法改正準備会と称する非公式の委員会を設けたといふふうになっておられるわけでありまして、「同準備会は、同省刑事局長を会長、同省特別顧問小野清一郎博士を議長とし、在京の学者及び実務家十数名の参加を得て審議をつくした結果、昭和三十六年になって改正刑法準備草案を完成し、理由書とともにこれを公表するに至つた。」といふふうなことをすつと「はしがき」にも述べておられるわけでありまして、したがつて、私は、法務省としてはこういう考へ方というものをすつと長い間議論されて、そしてまだ目の目を見ておりませんけれども、改正刑法草案なるものができたといふふうな理解をしておられるのですが、それでいいですか。

○濱政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、刑法改正草案の答申は昭和四十九年の五月に法制審議会からあつたわけでございますが、その後、これは委員御案内のとおり、刑法を全面改正するにつかましてはいろいろ御意見がございまして、必ずしも一致したものを得るまでには至つていないわけでございます。したがつて、法務省におきましても、この刑法全面改正作業の中でいろいろ御意見を検討しているといふことで

ございまして、いまだ確定した政府案の作成までには至っておりませんという実情でございます。

○谷村委員 確定した政府案ができておつたらもう既に出されておもうのですけれども、確定してないということから出されてないというふうな思われ方がありますが、先ほど言いましたように、法務省としても現在の刑法というものについてはいろいろ問題がある、長期にわたる過去にございまして問題もありませんが、現状にそぐわないという問題があるのでございまして作業を進めたいという問題ではないでしょうか。

○濱政府委員 もちろん委員御指摘のように、現行刑法は明治時代に制定された法律でございます。まして、刑法を全面改正する作業というものは長い期間を費やして行つてきておるわけでございまして、その一つの過程として、先ほど委員御指摘になられました昭和四十九年の五月に改正刑法草案という形で法制審議会の答申があつたわけでございまして、したがって、法務省におきましては、昭和四十九年に法制審議会から答申のありました改正刑法草案をも一つのたたき台として刑法全面改正作業の方向づけを検討しているという段階であるわけでございます。

○谷村委員 先ほどの改正刑法準備草案にちよつと戻りますけれども、これの解釈といつても、ちよつと挙げましたが、「減刑によつて死刑を無期刑に変更された者に対する仮釈放の処分については、判決確定後の拘禁日数は、実質上懲役又は禁固の執行と同視して、受刑者の利益のために、無期刑について執行を受けた期間に算入することとした。」こういうふうな解説がついておるので、私にはこの「受刑者の利益」というものを優先するんだという考え、これはまさに同感であります。次に質問を展開いたします問題とも関連をいたしますので、あえてこういう考え方がこの準備草案には盛り込まれていないことを指摘しておきたいというふうな思われ方があります。何か感想があれば述べていただきたいという

ふうに思います。

○濱政府委員 今委員は改正刑法準備草案までしかのぼつての御指摘だろうと思つてございまして、今委員御指摘の改正刑法準備草案の規定といふものは、先ほど御指摘になられた改正刑法草案の八十二条の二項と同趣旨の規定を言つておるものであるというふうに理解しております。

○谷村委員 局長の御答弁はそれ以上は出ないと思つておつたけれども、私はここで言いたいのは、せつかく法改正の準備を続けられておる、その中のつまり死刑囚、あるいはその他の受刑者でも結構ですけれども、これからの刑法の流れというものは、解説の部分に指摘されておりますような受刑者の利益というものを重視していく時代ではないかな、こういうふうな思われ方があります。そういう点についてはいかがでしょうか。

○濱政府委員 今委員がお触れになつておられる具体的事件について直接関連してのお答えはもちろんですけれども、この間も続けていく上におきましても、相対立する、相反する御意見がいろいろあるわけでございますから、そういうものを十分検討していく過程で、今委員が御指摘になられたような御意見を十分参考にして今後の作業も続けてまいりたいというふうに思つております。

○谷村委員 次の質問に移りたいと思つておりますが、過去何年かの間に委員会いろいろな質問がございまして、その特徴的なところを取り上げて改めて質問をいたしたいと思つておりますけれども、例えば一九七九年法務委員会、当委員会におきまして、西宮弘議員の質問に対して当時の豊島法務省矯正局長が御答弁なさつておられます。

「結局、執行開始の日から十年たたないと仮釈放の恩典に浴し得ないということ、これはやむを得ないのだからというふうな考へております。ただし、十年経過の時点におきまして、本人の状況等をよくしんしゃくいたしまして、適当な措置をとりたいというふうに考へております。」

○飛田政府委員 刑法二十八条の規定によりまして、今御指摘のように無期刑につきましては十年を経過したる後仮釈放を許すことを得ということでございますから、許すことができるということ、無条件に許すというわけではないのでありますけれども、そういう規定があるわけでありまして、十年を経過した時点で地方更生保護委員会に先ほど申し上げましたような犯罪者予防更生法二十八条の規定に基づく通告を行います。そして、その上で、各地設内に設けられております仮釈放審査会というのがございまして、そこにおきまして、地方更生保護委員会に仮出獄を申請するかどうかについての審査を開始することとしており、現にそういうことを実行しているわけでございまして、

当時の豊島矯正局長が申し上げたのは、このように十年間を経過した時点で通告をし、審査を開始するというようなことを念頭に置いて適当な措置を講じたい、こういうふうにお答えしているのだと承知しております。

○谷村委員 その部分だけ抜粋しましたから、そういうお答えになるのだらうと思つておつたけれども、この質問の前後の流れを見ますと、確かに、十年経過をしたら、具体的な前向き処置といふますか「本人の状況等をよくしんしゃくいたしまして、適当な措置をとりたい」、通告というのは義務ですから、先ほどあなたがおっしゃつたように、十年経過したらこれは通告しなきゃならぬということになっておるから、それは問題外だと思つておつた。ここに指摘しているのはそれとちよつと、やはり申請という問題を絡めた質問

に対する答弁だというふうな流れから見まして思つておられるわけですが、今のような御答弁ではやはり少し私どもの方は物足りないというふうな思われ方があると思つておつた。

○飛田政府委員 お言葉を返すようではございませぬけれども、十年を経過したといふのは非常に重要な二つのメルクマールになるわけでございまして、だからこそ通告をする。通告は義務ではございませぬけれども、この通告というのは、更生保護委員会に対して、うちの刑務所ではこういう人がいるんですよということをまず更生保護委員会に明らかにすること、そしてその上で刑務所内では仮釈放審査会という検討を始めるというところは、決して後ろ向きな姿勢ではなくて、前向きな姿勢で仮釈放に向けた審査を開始するわけでございますから、そういうふうな意味で、私が申し上げたことと豊島矯正局長が申し上げたことと特に矛盾はないというふうに私は理解しております。

○谷村委員 そういう点については、なるほど、刑務所へ行つてみましても、実は中で定期的に審査もやつておるんだというふうなことの繰り返しの終つておるという点があるかと、これは非常に重要な点があるかと、先ほどの八月が参りますと、十年どころじゃなく、十五年経過するといふことですか。しかも、身柄を拘束されて、来年が来れば三十年だ。非常に長い身柄の拘束、異常とも言えるような拘束状態にあるわけでありまして、余計にそういう点を私どもの方は力説したくなる。これはおわかりだらうと思つておつた。いかがでしょうか。

ます。

ただし、お言葉を返すようではございませんけれども、司法機関において無期刑という非常に重みのある刑が最終的に確定しているというものは、その無期刑というのならば無期限にいくというのが原則でございます。そして、刑法において情状があつて、十年を経過して情状が仮釈に適用するような人については仮釈を考へなさいよ、こういうわけでございますから、十五年になつたら当然もう長いから仮釈放になるといふうには一概には決めつけられませんが、私も矯正の立場からいろいろ考へながら、仮釈放の意義を踏まえて運用していく、そういうことにならざるを得ない。そういうふうな私どもの非常につらい立場も御理解いただきたい、こういうふうに思うわけでございます。

○谷村委員 今局長おっしゃる通りに、私も特定の人のだから同情してそんなことを質問しているわけじゃありませんよ。今までの経過を踏まえながら、それに立脚して質問しているわけでは、その点も少し勘違いなら、それは訂正してください。そういう立場じゃありませんよ。そういう点ははつきりしておきたいと思つてですね。しかも、今おっしゃるお言葉の中に、いや、それは無期だから、重たいんだから、したがつて無期でやるのが当然でございますよ、十年というのはいろいろほかの条件がある場合にやるにすぎませんよという、本当にその考へ方が受刑者の利益といひますか、先ほど私が冒頭に挙げましたような考へ方が主流になると思つておられる、そういう考へ方がある以上、今のようなお考へ方というのは余りにもかたくな考へ方じゃないか、こういうふうには私には思ひますが、いかがでしょうか。

○飛田政府委員 頭がかたいようで非常に申しわけございませんけれども、有期刑と無期刑と区別されて刑法で規定されております。それで、有期刑は二十年までいけるわけですが、そうすると、刑法上は有期刑よりも無期刑が重いことになっておりますから、無期刑の人が常に有期刑の一番重い

者よりも早く釈放になるといふことになる、これはやはり刑法の体系というものは崩れるのだらうと思つております。私も私としては、そういうふうないろいろな難しいところで矯正の執行をやつていふ、そういうふうな難しい立場でやつていふことを御理解いただきたいと思つております。

○谷村委員 そのような考へ方なら、先ほど過去の質問の中で取り上げました例えは豊島さんのお答えといふのはなぜかという答えが出るのですか。今のあなたのような話が出まじやないし、先ほど言ひましたように、十年経過の時点において「本人の状況等をよくしんじやくいたしまして、適当な措置をとりたい」といふふうに本委員会で述べられておるのである。それとあなたの今の答弁を比較しますと、まるで違つた次元の話のようないふ感じがしてしまつてしまつてしまつてしまつて、これは私の錯覚でしょうか。

○飛田政府委員 特に私としては御質問と異なつた趣旨を申し上げておるつもりはないのですが、結局一般論として申し上げれば、私が申し上げたようなことになるわけでございます。ただし、仮釈放の問題というの是一般論ではなくて個別の問題でございます。個別の問題であります。その個別の状況を見て、早くなる人もあるだらうし、それから十年どころじゃない、二十年以上いる人も出てくるでしょう。それはしょうがないわけですが、一般論として申し上げるときに、受刑者の利益だからというので常に軽く、軽くということとは私どもとしてはちよつとできかねるということをお申し上げたつもりでございます。

○谷村委員 三月三十日でしたか、法務大臣とお目にかかりましたね。そんな場のお話をいたすのはいかがかと思ひますが、どうもやはり頭がかたいですね。あなたがおっしゃるようによい頭がほしい人が多過ぎて困ります。これは答弁は要りませんよ。どうせ後で質問しますからね、そう思ひます。

じゃ、次の質問に移ります。時間の関係がございます。

この資料をいろいろと見てまいりますと、刑期の問題とは、もう一つの要件として改換の状といひますか、四つぐらいそれを見る場合に条件がありますよといふことがあるように思ひますね。その一つに私ども、質問の中でもいろいろと出てきておりますけれども、当然、今本人は再審の請求をしておるといふことでありますが、そういうふうな問題があるいは仮釈放の決定に影響を与えていふのではないかなといふような、こういう懸念も繰り返し質問の中で述べられておるわけでありませぬ。

それについては、例えば一九八八年の坂上富男議員の質問、その他の方の質問にもございませぬけれども、実際はそうじゃないのだ、現に再審請求をしておる人も仮釈放になつておる、あるいは八八年の時点では、仮釈放になつてからその人が再審請求をしたこともあるのですといふ例を引かれました御答弁があります。再審請求といふ問題が、その他の、つまり改換の状といひますか、その他の条件について一〇〇%関係がないか、こういうことを念を押しておきたいと思つておるわけがございませぬ。

○古畑政府委員 お答えいたします。

刑法第二十八条は、仮出獄の実質的な要件といひまして、委員がおっしゃいましたように、「改換ノ状アルトキ」といふ規定をいたしておりませぬ。幾つかの要件とおっしゃいましたが、具体的に申させていただきますと、悔悟の情、更生の意欲、再犯のおそれ、社会の感情等といふものでございまして、こうした事情を総合的に判断することになつております。これは委員も御承知と思ひますが、仮釈放及び保護観察等に関する規則第三十二条に定めておるわけでございます。

再審請求をしておる者は、確定判決に示された事実関係を否認している者といふことにならうかと思ひます。そのような者については、一般的に申しますれば「改換ノ状」の判断におきまして問

題とされることであらうかと思ひますけれども、単に否認していることだけをおもちまして「改換ノ状」がないとして仮出獄を許可しないといふことではないかといふのが従来の運用でございませぬ。私も私どもは、前に述べました諸要件を多角的、総合的に検討いたしまして、個々それぞれに仮出獄の許可の決定がなされることになる、かように理解しております。

なお、委員から坂上富男議員の質問の際の保護局長答弁の話が出ましたけれども、これは、現に受刑中再審請求をしておる者、将来仮釈放となつた場合に再審請求を予定している者についても仮釈放をした例があること、私どもとしては更生保護の見地から見て適切と思つる者他との公平を考慮しながら決定するように運用していることといふ趣旨の答弁をしておるものと承知しております。私も私どもは、現在でもこの趣旨で仮釈放を更生保護の基本原則にのっとりまして適切に運用してまいりたいと思つておるわけがございませぬ。

○谷村委員 そうすると、今のお話は、先ほど御事録の中の問題を出しましたけれども、冒頭に私が質問いたしましたように、弁護士会の会長名でその点についても触れておるのです。その触れておる部分といひますと、「仮出獄の要件として改換ノ状アルトキ」とは、一般には「規律を守り善行を保ち人に悔悟したといふことを認めしめらるるような情状を意味し、……基本的には再犯のおそれのない場合に帰せられる」と解されておる、具体的に①受刑者の悔悟の念の有無、②被害感情、③服役態度、④出所後の受入体制等の諸事情を勘案すべきであるとされておる。しかしながら、事件本人の場合には、今お答えがございませぬ、①②③④のうち一番問題になるのは「専ら③の点のみから客観的に「改換ノ状」の有無を判断すべきである」といふ見解を示されておる、その「専ら③の点のみ」といふのは、服役態度を指しておるわけでありませぬ、そういうふうには理解していいのですか。

○古畑政府委員 お答えいたします。
先ほど私は四つの要件について申し述べたわけですが、本人の改善更生のために相当であると認められるかどうかを判断する要件として申し述べたわけでございます。しかし、そのほかにも、一般的に「本人の資質、生活歴、矯正施設内における生活状況、将来の生活計画、帰住後の環境等」諸般の事情を総合的に、多角的に考慮する、私どもはそうした運用に従って行っております。

○谷村委員 今の御答弁によりましてはわかりますように、この再審請求の問題というのは仮釈放の要件といえますが、それには関係ないのだ、先ほどおっしゃったが、否認しておるのだから「改換ノ状」なんてなかなか、悔悟の念といえますかそんなものはあるわけではないわけで、そういう点については別に関係がない、こういうふうな御答弁があったというふうに、先ほどの議事録も引用いたしましたけれども、それはよろしいのです。

○古畑政府委員 もちろん、再審の請求をしておるといふ一事をもって「改換ノ状」がないというわけにはまいらないということをおっしゃるわけでございます。
ただ、私どもといたしましては、現実には、これは個々の事件を地方更生保護委員会において合議体の更生委員が慎重かつ適切に審理して決定するということになるわけでございまして、その審理の段階で一つの要素として考慮するということでございます。

○谷村委員 今御質問しておるのも、もちろん今のお話のように仮釈放及び保護観察等に関する規則、この中を見ると第三十二条に明示されておるわけでありまして、日弁連の方は、これに指摘しておられますが、同じようなことではありますけれども、仮出獄の実質的要件として「注射刑法」等の内容を引き合いに出して、「改換ノ状アルトキ」とは、「具体的に①受刑者の悔悟の念の有無、②被害感情、③服役態度、④出所後の受入体制等」がそれに当たるのだという解釈があるようにございまして、したがって、今おっしゃったような問題と、その前段の段階でも、申請をする段階でもこういうことが基準になっておるのではないかとおもうに思つて、その際にも再審請求という問題についてはひっかかりはないか、こういう御質問を実はあわせてしたというふうに私どもの方は考えておりますけれども、いかがですか。

○古畑政府委員 私も日弁連の御要望は拝見いたしましたわけでございます。これともいろいろな諸事情を勘案すべきであるという考え方もございまして、しよし、これに対するいろいろな意見もございまして、おもうに思いますが、一つの御見解ではないかというふうには思いますが、あくまでこれは、委員会で審査する場合には委員のお考えであるいは弁護士連合会のようなお考えというものをしんじやくさせていただくということになるうかと思ひます。

○谷村委員 それじゃ、次の質問に入りたいと思ひます。
これは一九九一年の質問だろうと思つておりますが、未決通算の問題でありますけれども、小森委員の最近の質問に対して佐藤平法務省保護局長さんの方から未決通算についての答弁があるわけでありまして、この答弁を見ますと「仮出獄の審理に際しまして考慮すべき事項がございまして、これもさらにいろいろ細かいのが具体的な場面を生ずるわけでございまして、その中の一つとして考慮の対象になるものとは考えております。」という御答弁がございましたが、これはそのとおりに理解してよろしいか。

○古畑政府委員 佐藤平局長がさきに答弁いたしましたとおりの、未決通算日数の長短につきましては仮出獄審理に際して考慮すべき多数の要素の一つであるというふうに解するとう点においては変わっておりません。

○谷村委員 そうなりますと、これも何回か議論

がされた問題ですが、十一年八カ月という未決拘留というものが、もう既にこの八月には刑確定後十五年間の経過を迎えようとしておるわけですね、先ほどちょっと議論いたしました。そういう点では、一体どのように実際に未決拘留期間というものがその要素の一つに加えられておるかということがさっぱり見えてこないような気がして、いつまでも同じことをおっしゃっているような、そんな気持ちがいいたすわけですが、いかがでしょうか。

○古畑政府委員 地方更生保護委員会は、いわゆる準司法的機関とも言われておまして、三名の合議体によつて個々の案件を審理しているわけでございます。それは、具体的な事件の審理において、その過程でいろいろな事情の中に今申しましたような未決通算日数の長短についても考慮するというところでございまして、今個々具体的な事件につきましても委員会の判断に先立つ前に一つの考えを打ち出すということとはなかなか難しい点でございまして、その点はひとつ御了解いただきたいと思ひますけれども、委員のお考えというものは委員会の方に十分伝えるつもりではおられます。

○谷村委員 次の質問に移りたいと思ひます。
同じように議事録を見ますと、これは八八年の衆議院予算委員会第二分科会ですが、林田法務大臣は井上泉さんの質問に対して「石川一雄さんは昨年八月に刑法所定の最下限の期間を経過したことになりますが、通常無期受刑者につきましては刑期を十五、六年間経過した時点で仮釈放しては刑期を十五、六年間経過した時点で仮釈放になつておりました、石川さんにつきましても他の無期受刑者との間に特に有利にも不利にも偏しないよう公平に取り扱われるべきものであると考えておりました、当面仮釈放の問題はまだ起きてこないもの、こういうふうに考えております。」という御答弁があるわけですね、これは法務大臣からそういう御答弁のようであります。

○谷村委員 その中で、さっきもちょっと議論になりましたが、刑期を十五、六年間経過した時点で仮釈放に

なつておる人が無期の人は多いということですね。これは過去の資料を見ましてもほぼそういうふうになつておると思つておるわけですね。ここにございませぬ資料によりまして、昭和六十一年—平成元年というふうになつておりますが、十五、六年というものが圧倒的に多い。そして、平成二年の欄を見ますと、これも総数の仮出獄の人員十七のうちでやはり十六年あたりが非常に多いという統計があるわけでございますけれども、そういう点については私は林田法務大臣の御答弁とほとんど一緒の傾向だと思つておられます。

○古畑政府委員 保護局長は地方更生保護委員会を所轄しておるわけでございますけれども、元来は矯正施設からの仮出獄の申請があつた場合に対応するということになつておるわけでございます。その場合にどう考えるかという御質問であろうかと思つておるわけでございまして、私どもといたしましては、やはり個々の事案についての適宜な解決をしたいと考えているわけでございます。

○谷村委員 もちろん私ども承知しておるので

抽象的なお答えで御満足いただけないかと思ひますけれども、あくまでこれは個々の事案を準司法的機関としての委員会が審査するという法律上の建前があるものでございまして、私どもとしましてはそれ以上お答えし兼ねるという点もあるわけでございます。その点をこしんじやくいた

す。申請をすること、それは当該刑務所の所長の専権事項であるということはよく承知しております。ただ、今までの質問や答弁を見まして、さっき言ったようなことについて一体どうお考えになるかという点をお伺いしたかったわけですから、矯正局長、ひとつ答えてください。

○飛田政府委員 いろいろな過去のいきさつはございませぬ。それは全部承知しております。ただ、仮釈放の運用が、一時期おっしゃるようになり十五、六年ぐらいいで、仮釈放の申請をかなり多くした時期もございました。ところが、最近はずいぶん十五、六年で申請できないような状況になってきております。それはどういふわけかと申しますと、何と申しても受刑者の質がいろいろ難しくなってきたりまして、平均すると十五、六年では申請できない人が多くなっているからかもしれないと思えます。

何と申しましても、刑務所長というのは、自分の所掌であるその施設を預かっている責任者でございます。刑務所長が仮釈放の申請をする場合に一番心がけなければならぬのは、同じような立場の受刑者の公平さということでございます。公平さを欠くことになりまして、刑務所の運営が非常に難しくなります。今は御承知のとおり、B級の刑務所におきましては三分の一が暴力団関係者が入っております。それから、覚せい剤事犯者も非常に多くなっています。そういう人たちが大勢いるところで不公平な取り扱いが非常に多くなっている、そういうところがございまして、それで不公平な取り扱いをしない、公平な取り扱いをしつつ、なおかつ個別的に実質的な公平を保つようにというところが非常に難しいところでございまして、そういうところをいろいろ工夫しながら現場の刑務所長がやっております。そういう実情でございますので、十五、六年という、昔そういうふうな状況であったのが、必ずしも今そういうふうな状況でございまして、むしろ十九年ぐらいいになってきているという実情になってしまっている、そういうこともございまして、そういうところをいろいろ

研究しながら適正な仮出獄の運用に努めている、こういう実情でございます。

○谷村委員 今の御答弁はちょっと解せない点があるのです。今までは十五、六年というのが非常に多かった。最近では状況が変わってきた。今おっしゃったことは、それは恐らく刑務所内に暴力団や覚せい剤、そういう人もたくさんおられる、したがって、公正を期するといふ問題が大変難しいという微妙な点といふ点か、そういうことがあるので、むしろ十九年ぐらいいになっておる、そういう御説明なのですか。

○飛田政府委員 必ずしも、そういうふうな端的に要約されておっしゃられると誤解を招くと思えますが、一つにおいては、受刑者の取り扱いが非常に難しくなってきたというところが一方においてございませぬ。それから、一方においては、これもいろいろな考え方、変遷がございまして、かつて刑務所が非常に過剰拘禁に近いような状況になったことがございました。そういうときに仮出獄をもう少し活用したらどうか、そして刑務所の過剰人口を少し解消しようではないかという動きがあったときもございました。今の刑務所は大体八割ぐらいいで、過剰収容状況にはなっておりませぬ。

そういうときにおきまして、仮出獄の運用というのは受刑者にとつてあるいは社会にとつても一番、これはここで大丈夫だといふところで仮出獄をしようといふ、仮出獄に対する考え方の違いも変遷がございませぬ。そういうこともいろいろございまして、現在は十九年といふことになっておるようでございます。

○谷村委員 だんだんお答えが議事録を見る限り、先ほど林田さんの答弁について質問いたしました。無期刑の皆さんが仮出獄される日が実際にだんだんおこなわれているのです。今もおっしゃったけれども、そういうことが正しいのかどうかという疑問が、私どもは率直にございませぬ。先ほど刑法改正の問題について、私も考え方が、やはり受刑者の利益になるような方向が正しいのか

ではないかという指摘をいたしましたけれども、そういう方向から考えますとこれは問題ではないか。もう一つは、今の、たくさん刑務所におつたから、狭くなったから出したんだというふうな話もむちゃくちゃな話ですよ。今すいているからなかなか出せないんだという話もむちゃくちゃな話ですよ。それはいかがでしょうか。簡単にいいです。

○飛田政府委員 御説明申し上げると極端に話をとられて、どうも誤解を招くようなことがあつて非常に説明しにくいわけでございますけれども、いろいろな考え方があるのだと思えます。

それは、仮釈放という制度があるのだから有効に活用しようといふ考え方もあるとおかしくな、刑務所が過剰収容のような状況になればそういう考え方が強まることも決しておかしくはないと思えます。それからまた、そういうときに安易に仮釈放にしたために、一たん無期の刑を受けていた者が仮出獄で出てまた強盗殺人を犯したというふうなことがあつて、それで社会から物すごく非難を受けたことも現実にあるわけでございます。そういう非難をこうむつたようなことになれば、やはりまた反省といふものも出てくるかも知れませぬ。そういうふうなものを考え、人間がやることでございますから、これが一番正しいといふことはなかなか初めから決められないわけでございます。いろいろ試行錯誤をやり、また失敗をやり、おしかりを受け、そういうふうな中で実績がだんだん積み重なっていくものだろうと思っておりますので、私の申し上げたことが、余り極端な、変なことを申し上げているつもりじゃございませぬ、本当にありのままを申し上げているといふことをどうか御理解いただきたいと思ひます。

○谷村委員 その問題はそれ以上触れませぬ。そこで、先ほど公正とかいろいろ問題が指摘されましたけれども、例えば石川さんの場合は身柄を拘束されて二十九年です。しかも、別件逮捕といふことのようにあります。二十九年のうち、実際には刑の確定後が、この八月で十五年で

ありますから、十五年に近いです。十一月八月の未決勾留、その他を入れますと二十九年です。合せて二十九年といふことになるわけでありませぬ、こういうケースといふのはほかに多いですか。

○飛田政府委員 無期刑で刑務所に何年入つたかといふことと、三十年ぐらいいのケースはないわけではございませぬ。ないわけではございませぬが、今お尋ねの具体的な案件につきましては、未決が非常に長いといふのは、これはレアケースだと考えております。

○谷村委員 そういう意味で、今局長がおつたような極めて特異なケースの一つにも入る。公正、不正といふ問題を考える場合に、これは一つの大きなポイントになりはしないか、他の人たちが見た場合に、そういうことを正確に知つた場合には大きな要素になりはしないか、こういうふうには私は思ふから、実はその点をあえて御質問申し上げたわけでありませぬ。そういう点も今後の問題としてぜひ御考慮願ひたい、こういうふうには思ひますが、一点、いかがですか。

○飛田政府委員 先ほど保護局長も答弁いたしましたように、未決勾留日数が長いといふことはやはり仮釈放をすることがどうかといふことを考える上での一つの判断の基準にはなるものだと私は考えております。仮釈放を具体的に申請するのは千葉刑務所長の専権事項でございますから、これは千葉刑務所長の判断に任せなければなりませんけれども、千葉の刑務所長もそういうことは十分承知しております。

○谷村委員 あと時間がなくなりましたが、最後にならうかと思ひますが、法務大臣の方にさきか御質問を申し上げたいと思ひわけでございます。さっきも質問いたしました。林田法務大臣の御答弁です。十五、六年間経過した時点で仮釈放になつておるんだ、石川さんにつきましても特に有利にも不利にもしないけれどもそういうふうな普通に、ごく一般に取り扱つていくんです。こ

これは十五、六年というのが前提になっておるわけでありまして、そういう点について現法務大臣としていかがお考えか。

それから、この間、三月三十日に、先ほども言いましたけれども、大臣のところにも私も関係者が参りましてお話をしたり要望したりいたしました。その際の大臣からの御答弁は、簡単に言いますと、余りかた苦しい雰囲気の話じゃございませぬが、二つの趣旨があったように思います。

それは、石川さんの場合いろいろと事情があったように思える、しかも仮出獄等についてはもちろん所長の専権事項であるのでこれにくちばしを入れるということもできないけれども、しかしそれを申請する等について所長自身もいろいろと悩みも多いことだろう、その上に立つて、前向きといたしますか、そういうことが実際に実行できる雰囲気という環境づくりというものをせひやってみたいものだという点が一つあったように思っています。それからもう一つは、その場の雰囲気といいますが、矯正局長もいらつしやいましたが、そこで私どもと話をした、お互いの交換をした話の雰囲気といいますが、そういうものも関係者に伝えたい、そういうお話があったように思っておるわけでありまして、その二つの点、林田さんの御答弁そして後段挙げました三月三十日のこと、その後の対応は具体的にどのようになされたのかお聞かせ願えればありがたい、こういうふうに思います。

○田原國務大臣 お答えします。

第一点の林田元大臣の件につきましては、細かく詰めて読んでおりませんが、私も期間を調べてみると一番早いので十四年数カ月というのがございまして、全国平均で十九年だったかな、それから千葉で二十二年でしたかね。数字が間違っておつたらちよつと後で訂正させていただきますが、そういうふうには千葉は少し差がありまして、ただし私、この数字はたまたま数学的に足して平均したらそうになった、あるいは突出したものがあったとかにすぎない場合がこの場合多いんじゃないかと思っていますね。必然性もそれはあるいはあったかもしれないけれども、先ほど局長が申したような波を打っていくのもあるかもしれないが、私はそういうふうには考えておりません。そういう意味で、一応十五年たれたらということは今までの最低の記録の十四年数カ月、約十五年というのに非常に近い、それから平均が十六年十一月から十二月か月かというのに比べるとまだたつてないとかいうような数字の比べ方そのものは余り意義を感じませんけれども、私はそういうふうに思います。

それから、仮釈放の要素というのはいろいろあつて、さつきおつしやつたような改後の状とか十年以上とかありましたが、私は私なりに統計学的とか数学的に物を判断してみますと、その要素が全部きちつとまくそろつていない場合と、一つ突出している場合と、一つ下に突出している場合とかいろいろあると思うのです。そういう場合と、他の状況が皆同じようなときに仮釈放が二人か三人出たときにどうしようかと思つたときに、どこかの要素が強い人が出るのはいかぬ、どこかの要素が悪い人が落とされるのは当然だし、そういうふうには判断すべき要素じゃないかなというふうには私はさつきから感じておりました。したがつて、林田先生の御意見については私も責任を持った御回答は申し上げられませんが、数学的な、数字的な結果はそういうふうで確かにある。

それから、三月三十日の御陳情に対する私のお答えですが、私もいろいろお聞きしまして、この方は長い期間、未決勾留を含めると三十年近く、当時、陳情を受けたとき二十八歳数カ月か二十九年でございまして、そういう期間を経ておられるし、非常に健康でもあり、資格的に二級という高い級を持つておられるし、長期間入つておられるし、まじめであるし、明るくやつておられるというふうなことをお聞きして、当然皆さんが問題にされておられるわけだ、そういうことを感じたわけでありまして、ああいうふうには申し上げませんが、何とか、保護更生委員会に申請するの

は、あのときにも申し上げましたようにその所長の専権事項でありますから、勝手に乱す、これはかえつて個々の問題としても一般論としてもよくないであらう。

しかし、所長はやはり人間ですから、あのときも申し上げたと思うのですが、悩みに悩んで決める場合が大変多いと思うのです。そのときにだれと相談するかという、やはり部外の人じゃないだろうと思ふのです。上司であり同僚であり仲のいい人の数人とかいうところに御相談するだろうと思ふのですから、その相談したときに、あんなのやめとけよ、絶対だめだという雰囲気とそうでない雰囲気とがあるわけですから、このような場合には、私あのときにもお答えしたように、環境づくり、雰囲気づくりをして本人がやりやすくしてあげなさいかぬ、しかし、やる、やらぬは本人の決意だということに申し上げたと思うのです。

それから以降どうしたかということについては、矯正局長も立ち会つておりましたし、そういうことを、その後また法務省に帰つて二人で会つたときも雰囲気づくりについて話をしたりしたわけでございます、個々に一人一人呼んで、私があの人と関係がありそうな人を呼んで雰囲気づくりにおまへはここでこうせいとやうなことは私はできませんが、そういう経過で今日まで来ております。

○谷村委員 時間がちよつとあれですが、今おつしやつたようにこの八月が参りますと十五年ですね。大臣も今おつしやつたように十六年ぐらゐのところが大體平均だということもあるわけでございますし、それに申請されたからといひまして實際ちよつと一年ぐらゐかかるそうですね。それからまた、面接等もあつていろいろ問題もあるようでありますから、今されてもやはり十六年あるいは十七年というふうなことになるかと思ひますね。そういう意味で、今までのやりとりから見ましても、今までの質問あるいは議事録から見ましてもその時期が来ておるのじやない

かという気がいたしてなりません。どうぞ大臣、少なくとも御在任中に、非常に温情のある大臣でありますから、あなたの期間中にどうぞ実現を、申請ぐらゐは実現できるようなことを大いに期待いたしたい、あるいは期待ができるんじゃないか、こういう気がいたしておりますが、いかがでしょう。最後の質問でございます。

○田原國務大臣 私の任命権者は総理大臣でございます、あしたやめいと言われるかもしれないし、なかなかそういうことと結びつけては考えにくいんですが、行政は流れておりますから、そして一貫性を持たさなさいかぬので、先ほどのやうな御質問があつて確かにおられるわけでございますから、そういう意味からお察しいただきたいと思ひます。

○谷村委員 終わります。ありがとうございます。

○浜田委員 沢田広君。

○沢田委員 今谷村議員から質問が続けられておりましたが、関連して若干申し上げていきたいと思ひます。これは埼玉県の問題で、委員長も同じであります、私は埼玉県の一人であつたわけでありまして、私も何回か千葉の方へ行つたこともございします。しかし、あそこの刑務所へ行くと、刑務所長のテーブルというのは、明治天皇が座るぐらい大きい、ここからこのぐらゐつながつていようなテーブルですね。行つたことがありますが、大臣、ないですか。ほかの刑務所もそんなじやないかと思ふんですが、今もお話がありました、今全国で死刑の宣告なりあるいは無期の宣告を受けている者はそれぞれどのぐらゐいるか。今わからなければ結構ですが。

○飛田政府委員 正確な数字ではなく私の覚えておる概数で申しますと、死刑で宣告を受けたとおつしやいます、宣告を受けてまだ控訴中とかなんとかかというのになりますとちよつとわかりませんが、死刑で確定している人は五十人前後だろうと思ひます。それから、無期が確定して服役し

ながそうふうで考えているということとを第三者としてよく知らしてあげることができるとは、判断に誤りなきを期することができるとは、いかとう意味からございまして、これも冷めた気持ちでは決して出ない言葉であったと私も当時の雰囲気を感じておられます。

○沢田委員 法務大臣、だから選挙が強いのかもしれませんが、非常に人間味のあるお答えをされました。

続いて矯正局長さん、非常にまじめに、かたくて、しかもしっかりしてやってこられているようでありまして、今の議論のやりとりで、非常にまじめにやっている、そして模範囚の模範でもあります。最初は、入ったころは、もう三十年前でありまして、教育程度というものも非常に未熟性がありましたね。場所的に見てみましても、そういうものがあつたが、今は、私も会ってきておりますけれども、非常に勉強してきているし、人間も非常に豊かさを持ってきているということを感じておりますけれども、そういうものによって所長がみずからの権限で判断をしていく、こうなればもう再犯といえますか、二度と罪を犯すようなことではないという自信が持てる、あるいは結婚もさせてやりたい、また地元でも受け入れ態勢はありそうだ、そういうことを考えて決めていくのではないのかなと思つております。

そこで、矯正局長としては、私が申し上げたようなことが判断のもとになるというふうに理解してよろしくございませうか。

○飛田政府委員 また非常にかたいことを申し上げるようであれませんが、私どもとすれば、矯正の施設を維持していくこと自体、きちつとかたくやらないとやはり維持していけない面があるものですか、かたいのはお許しいただきたいと思つております。

恐らく、千葉の刑務所長がどうであらうかというお尋ねになるわけですが、余り個々のことを、これはどうだ、あれはどうだとかやられて、それで私がついて全部答えてしまつ

て、それが千葉の刑務所長の手足を縛ることになりますと千葉の刑務所長に専権事項として任せることを実質的に縛るようなことになりまして、どうだと言われて、そうですとか違ひますとかというのを余り明確に言うことについてはお許しいただきたいと思つておりますが、今おっしゃつたようなことも考慮の中には恐らく入るであらう、そういう点については積極的という意味でお答えしても差し支えないと思つております。

○沢田委員 我々の質問というのはどうしても逆な質問が多いですから、どうしてもまたはね返りの球が強くなつてくるのでありますが、結果的には、その置かれた状況の中において、将来に希望が持てる、将来に過ちがない、また信用して心配ない、そういう感情が醸し出されれば、そういう可能性というものは成熟していくであらう、一般論的にそう考えられる、こういうふうに見えるわけですね。――縦に何回か首を振つておられますか、そういうふうな局長の考え方であるということとを理解いたしまして、これから我々ももう一回行つてみて、本人がどうなつていくかどうか、努力しているかどうか確かめながら対応していきたいと思つております。

しかし、これは先ほど述べたように両論あるわけですが、大臣、無罪が今たくさん出てきているわけですが、それで補償料値上げしたのかなと思つたのですけれども、無罪が出てきたときに我々が一番疑問に思つるのは、真犯人はどうしたんだろうな、こう思つておられます。そして、その家族はどう考えているのかな、こう思つておられます。これも感情かも知れませんが、捜査の上で何かまづかつたことがあるのじゃないか、だからこうなつてきたのかな、だれをも恨むのではないけれども、天を恨むような気持ちで、無罪になつた人にお祝いを申し上げるけれども、はて真犯人はどこへ行ったのだから、こういう何か詰まつた感じを持つのです。大臣はああいうときに、どういふふうには法務大臣として、しまつたなと思つておられますか、それともよかつたなと思つておられますか。

か、どうでしょう。

○田原国務大臣 私は、とにかくそういうときは鏡のような気持ちにならうと思つて、何も考えないことに努めておられます。これは事実でありまして、おっしゃる通りに、家族のことを考えるとあれだし、しかし事件があつてから十年も二十年もたつて判決が出たような場合とかになると、その家族がもういらつしやらなかつたり、感情が薄れたりいろいろして、ずれがあるとまた違つた感慨が出たりしますし、いろいろな事件があつて、直後のときの条件、それから何年かたつてみたら本当に間違つてなかつたのだからかという気持ちとか、さまざまな気持ちが入り乱れると思つておられます。ですから、統計をとつてみますと、数年前の統計でありますけれども、死刑を存続せよという統計の数字は約六七%、やめろという数字は一〇%程度というところで数字に差は出ておられますが、実際の人の心として、現在たとえ被告人であつても、犯人になつていても、その人が今生きている限り、人の命を絶つということは非常に重大でありますから、死刑についてはいろいろな意見が出るのだからと私は思つておられます。

○沢田委員 時間の関係もありますから今度の法律の方へ行きます。

民事の場合も若干議論しましたが、これはだれが答えるのかなという気がしますが、無罪の場合、計算すると、最高で大体四百五十六万です。暗算しますと、補償料は四百六十万くらいです。四百六十万くらいのものでありますが、現在のこの二十五を基準にしたことも一つは問題があると思つておられます。二十五を一〇〇としてこの賃金の数字を出したということについても若干、なぜ二十五年というものを出したのかというふうな思つておられます。それから、経済がいろいろ動いてきたわけでありまして、最近の賃金の状況を見て、それでまた状況がかわれば変更ということであつて、二十五年を一〇〇にして、結果的には年間四百五十六万ということですか、三百六十五日とすれば大体そんな相場です。

しよう。間違つていたら言つてください、暗算でやりましたから。それが果たして相場と言えのかなという気がするわけです。これは、無罪になつて、一年間でこれだけのものに該当するのだろうかというふうな思つておられます。その点はどういう根拠によるのですか、ひとつ示してください。

○濱政府委員 まず、今回、刑事補償法の日額の上限の改正をお願いしているわけですが、これは委員も十分御案内のとおり、刑事補償法の第四条に抑留または拘禁による補償においては、一日千円以上九千四百円以下の割合による額の補償金を交付するというふうな規定してあるわけでございます。その上限の九千四百円を一万二千五百円に引き上げたいというのが改正の趣旨でございます。したがって、具体的には個々の事件について、その上限額と下限額の範囲内で裁判所が具体的金額を決めるといふことになつていくわけでございます。

そこで、今委員が仰せになられましたのは、引き上げの額の算出根拠についてのお尋ねかと思つておられます。

確かに、一万二千五百円という金額をはき出すにつかましては、刑事補償法が制定されました昭和二十五年にさかのぼりまして、それ以降今日までの一般給与水準の上昇率と消費者物価の上昇率を考慮したわけでございます。この方式といふのは、過去数回、これまでの上限日額の改正の際には同じような方法を講じておりました。このわけでございます。ただ、今回の拘禁補償の上限日額の算定に当たりましたら、前回改正の際の附帯決議の趣旨を踏まえまして、拘禁補償の一層の充実を図るという観点から、拘禁補償の上限日額を逸失利益の部分と慰謝料の部分に分けておられます。前者すなわち逸失利益の部分につきましては、専ら一般給与水準の上昇率を基準とする、後者すなわち慰謝料の部分につきましては経済変動一般、つまり一般給与水準と消費者物価の双方の上昇率を基準として引き上げを行うこととしたわけ

でございます。

それで、一つの方法としては昭和六十三年、前回の時点を一〇〇として引き上げるといふことも考えられるわけでございますけれども、昭和二十五年にさかのぼって引き上げを考えたといふことは、引き上げの額をより手厚く保護すると申しますが、そういう観点から、前回はそれでございまして、昭和二十五年の制定時にさかのぼって、一般給水水準の上昇率と消費者物価の上昇率を加味させていただいたといふことでございます。

○沢田委員 回りくどく言われましたけれども、ただ、二十五年だけを金科玉条とする考え方には、これは若干問題があるといふことで、きょうはその問題は言いません。

それから、例えば網走と高松あるいは埼玉と東京というように、その入っていた場所によっても、地域差もありますし、民間賃金との比較もあるだろうと思つたので、これが全国一律で果たしていいといふことになるのか。寒冷地手当はどうなっているのだろうかとか、都市手当はどうなっているのだろうかとか。それは人間ですから、無罪になって寒冷地手当は網走では出なかつたといふことになる、これも差別になるのじゃないかといふ気がするのです。もしそういうことがあつた場合には訴訟になつてしまつたらどう思つたのです。ですから、当然そういう部分を考慮してこゝういふものは決めていかなかつたら補償にならないのじゃないか。

もっと、その補償の本質もありませんが、本質の議論は別としても、それだけでもちよつと補償の体制としてはないのじゃないかといふ気がするのです。高松あたりにはと大分気候温暖ですし、住みいいといつてはいけませんけれども、とにかくいいですから、そういう条件を考えてない金額といふのは適当だと思わない。訴訟の対象になつてくるのじゃないですか。少なくとも寒冷地手当とか都市手当とか、そういうものが当然伴つてくる必要があるのじゃないかといふ気がしますが、今これだけだと言つてしまつても、個人

的に見てどうですか、そういうふうな問題が起きそうだと気がしませんか。

○濱政府委員 現行の刑事補償法の四条二項には、補償金の額を定める際の基準と申しますか、要素を規定しているわけでございます。それによりますと、「補償金の額を定めるには、拘束の種類及びその期間の長短、本人が受けた財産上の損失、得るはずであつた利益の喪失、精神上の苦痛及び身体上の損傷並びに警察、検察及び裁判の各機関の故意過失の有無その他一切の事情を考慮しなければならぬ。」といふふうな規定されているわけでございます。ただ、今委員が御指摘になられたような地域差と申しますかあるいは環境差といふものが直ちにその額の算定に影響するかどうかといふことは、これはかなり微妙な問題ではなからうかといふふうな思つておられます。

○沢田委員 ここで議論は余り長い時間でござんが、例えば寒いところに行つて、結核者、結核は今少ないですが、それは与える影響は大きいです。高血圧の者は南の方へ行つたらまた逆に大きいかもしれぬし、それはやはりあると思つたのです。これはないと局長答弁しないで、やはり検討していく。きょう出しているから、きょうから検討するといふことは言いたくないでしようが、検討の材料としていかなければならぬといふ要素はあるのだからと思つたのです。何も私、これが絶対だとは言つてないです。しかし、そういうものも考へていく必要性のあるものではないかといふふうな思つておられるわけで、首を縦に振つておられるのはオーケーだといふ意味なのかどうかわかりませんが、やがてやがてやがて、なるほどと言つておられるような立場でクエスチョンマークがつくものだらうけれども、ああ、やはりそういう見方もしなければならぬか、その程度までどうも了解したような気がするのですが、そう思つて次に行つてよろしいですか。

法の第四条第二項に「一切の事情を考慮しなければならぬ。」といふふうに書いてあるわけでございます。

○沢田委員 それから「何人も」とあるのですが、これは少年も当然対象となるといふふうに考へていいですね。もちろん婦人もそうでしょうし、あるいは精神障害者もそうでしょうし、何人も補償の対象は当てはまる、こゝういふふうになつていまして、これは少年法に關係する者も含まれるといふふうに理解してよろしいですか。

○濱政府委員 刑事補償法に基づく補償は、刑事裁判手続において無罪の裁判があつた者につきまして抑留、拘禁に対する補償でございますから、それに該当する者はもちろん、少年の場合に、例えば家庭裁判所で審判の結果逆送決定があつて起訴されて刑事手続で裁判を受け無罪の裁判があつたといふことであれば、その間の抑留、拘禁について補償の対象になるといふことでございます。

○沢田委員 これは大臣、そういうふうな憲法にも四十条にありますから「何人も」といふことで補償をされる、こゝういふことがあるわけですが、その考へ方には差別がなければいいのでありまして、差別をつくられると、非常に言い回しは遠回しに言いましたが、条件つきにはすべてに適用する、こゝういふことで答えていたようにありますから、私も大体理解はしておりますが、一応こゝう誤解が生じないように対応してもらいたいと思つた。これは大臣いいですね。答えてもらわなくていいです。

それから次に、これは外務省、厚生省においてをいただいておりますが、国際法上の少年の解釈が、今子供の人権の問題も出ておりますが、非常にまちまちなんです。一つはそれ。

それから二つ目は、少年の親権者あるいは保護者といふか後見者といふか、それぞれ国々によつてルールが違つていつているわけですね。

それで、日本の場合と国際の場合と異なる違いがある。例えば、私たちが外国へ行つて見る子供たちもそれはもちろん違つてくるだろうと思つ

ますが、一応先進国の中を比べてみても、それぞれあり方は異なるものな違つておる。それで、日本の少年といふものをどういふふうにとらえるか。この法律でいけば、二十六歳までは少年として扱える、こゝういふことになつておるわけですね。普通は二十歳まで、それから子供の親権やなんかでいくと十八歳まで、こゝういふことになつておるから、どが、だが、例えば東京へ徒弟制度で働きに来ている場合に、国際人権の方では親だ、こゝういふのです。しかし、もし日本の場合だったら、使つておる雇用者が保護者になつていくだろうと思つたのです。こゝういふふうな国際公法上の少年といふものの社会的な位置づけ、社会が持つべき責任あるいは保護者が持つ責任、親権者が持つ責任、母親が持つ責任あるいはだんなさんも含めて両親といふ立場でどういふ系図、系統になつておるか、こゝういふふうな考へさせられる問題が多いですね。

それで、法務省も含めてありますが、厚生省と外務省に、この少年の位置づけといふものは將來どういふふうな考へておつておるのか。また、諸外国との並びについてどう考へておるのか。これを長く講義されると一時間以上かかりますから簡単にこゝういふのは無理かもしれませんが、こゝういふ、あえてその点簡潔にお答えをいただきます。

○吉澤説明員 先生、大変広範な問題についてお触れになりまして、的確な答えがなるかどうかあつておられますけれども、まず国際法といふこと、条約上、少年とかさういふたものがどのようにとらえられているかといふことで申しますと、先生もお触れになりましたとおり、日本はまだ入つておられませんけれども、国会に提出されておたいておられます児童の権利条約におきましては、チャイルドといふものを十八歳未満といふふうな今定義してある。つまり、十八歳未満の者にこゝういふことを見なすとらえて、それについて刑事手続についての保護も含めておつておる規定を置いているといふことでございます。

また、あるいは日本が既に締結国になつておらず国際人権規約のB規約というものもございませぬけれども、その十条におきましては、例えば少年の被告人は成人とは分離される、かつ、できる限り速やかに裁判に付されるというようなことで少年というふうな言葉が出てまいりますけれども、ここに言う少年というのは、その少年をどうとらえるかというのには各国の解釈に任されているというふうな考えられまして、我が国の場合にはこれは二十歳未満の者というふうな考えられているわけでございます。

もちろん、児童の権利条約におきましては、この児童というものを十八歳未満ととらえているわけでございますけれども、例えば日本では、少年法その他の体系では二十歳というものを境にしてとらえているわけでございますけれども、それは日本におきましては十八歳以上の者についてこそいう手厚い保護を加えているということではないかと、条約とは何ら矛盾するものではないのではないかと、先生が、親とか保護者といったようなものをどういうふうにとらえていけばいいのかわからないような御指摘があつたかと思ひますけれども、この児童の権利条約におきましては、各国の政府が、締結国というものが児童の権利の保護のためにいろいろな措置をとっていくということが規定されているわけでございますけれども、それと同時に、その児童につきまして責任を負つております父母とかあるいは法定保護者というものが適当な指示とかあるいは指導を与える責任とか義務というものを尊重しなければいけないというふうにとらえているわけでございます。国家と児童との関係というものは、あるいは親とか法定保護者の権利義務というものを両方条約に織り込もうとしたというふうな規定になつていっているわけでございます。

うまくお答えになつたかどうかと自信ございませぬけれども、そういうことでございませぬ。

○沢田委員 じゃ、厚生省はどうですか。

○弓掛説明員 児童福祉法におきます児童といふのは、第四条に十八歳未満の者を児童と言ふようになっておりますので、児童は十八歳未満としておりまして、権利条約の方の児童と一致いたしているところでございます。

○沢田委員 保護者、親権者、その他の関係は。

○弓掛説明員 保護者につきましては、親権を行う者、監護を現にしている者を保護者というふうな言つております。

○沢田委員 それでは、法務省の方の関係では少年の、例えば徒弟制度でいっているような場合の親権者は親元、実家の親であるのかそれからその雇い主の方にあるのか、あるいは社会的に民生委員だとかそういうものがあるのか、その辺はどう解釈してありますか。

○濱政府委員 我が国の少年法におきましては、委員御案内のとおり、二十歳未満の者を少年というふうな規定しているわけでございます。

それから、親権者と申しますのは、これは民法の規定によつて定められていられるとございませぬ。

○沢田委員 私は一般常識で言つていられるわけでありませぬ。だから、東京に働いて来ている十八歳未満の子供たちは果たしてだれが責任を負うものなのか、法律的にはどうなつていられるのだ。だから、何か事件を起したら親元を呼ぶのか、その雇い主を呼ぶのか、あるいはその地域の民生委員なり人権擁護委員が扱ふのか、それをはっきりしてくれと言つていられるわけですから、お答えください。

○濱政府委員 私どもの方の所管の少年法との関係で申し上げますと、少年法では保護者という概念につきましては、「少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び少年を現に監護する者をいう。」というふうになつていられるわけでありませぬ。

○沢田委員 じゃ、やはり出ていっている先の雇い主が負う、こういうことでしょうか、北海道から働きに出ていっているとしたら。

時間をもつたにないのに、そういう遠回しに回りくどい回答をしないでもっとはっきり答えられないのかね。もし出稼ぎに行つていられる場合にだれがその責任を負うのですかと聞いているのですから、そういう相談があつたら、あなたみたいなのるのろな答弁じゃ聞いていられる人はわかりやしないでしょう。だれが責任を負うのですかと聞いたら、さあ困元かな、いや親権者というのだけれどもだれかなんて、あなたがそう言つたのじゃ話にならなくなるのじゃないですか。そういう場合はだれが責任を負うのですか。そういう場合

○濱政府委員 今、委員おっしゃつておられる責任を負うという御趣旨を私正確に理解してないのかも申しませぬけれども、少年法で少年審判手続との関係で申しますと、保護者と申しますのは、今申しましたように少年法の二条の二項で規定されているとございませぬ。これは必ずしも親権者である親には限らないということになつていられるわけでございます。

○沢田委員 結論的に言つて、私がその監督者であるいは管理者ですと言つて出なければだれでもいふというふうな解釈して、例えば行つていられる勤め先の人が出れば出たでよし、その上司が出れば出たでよし、親元が来れば親元でよし、すべてに共通できる、こういうことですね。これは私も実際に経験していることなんです。だから、あえてその点だれが責任を負うのかということをお、ちゃんと言つていられるのかということをお聞かせ願ひたいわけですが、答弁では明確にされませぬが、日本では通常その雇い主であつてもよし、あるいは地域の親であつてもよし、あるいはまた親元から出てきてよし、あるいは被害者の金額とかそういうものによつて違つてくるのだから、こういうふうな思ひます。

それから、時間がありませぬから先にいきますが、一つは精神障害者等の場合における少年法の適用、特に少年の中にもそのことが書いてありますね。この障害者については非常に分類が多く、どの障害者がどれにということとは難しいものがあると思つておりますが、概念的に少年法の中に含まれる、例えばわかりやすく言うと知恵おくれというようなものがあるか、そういうような場合も同じ二十歳になるのか、そうじゃなくして精神年齢としては幾らと見るのか、その辺はどういうふうな考えをしておりますか、ひとつお答えください。

○濱政府委員 これも委員の御質問の趣旨を私正確に理解したかどうか自信ございませぬが、要するに、現行の少年法のもとでは十八歳未満を少年というふうな規定しているわけでございます。

それで、例えば少年法で規定しておりますところの少年を審判するための要件と申しますか事由としましてよく申しますのは、犯罪少年それから触法少年、虞犯少年というふうな分け方をしているわけでございます。犯罪少年というのは犯罪を犯した少年、ですから刑事未成年者を除くわけでございます。それから、触法少年と申しますのは、刑事未成年者で犯罪の構成要件に当たる行為、刑法に触れる行為を行つた者を触法少年というふうな言つていられるわけでございます。それから、虞犯少年と申しますのは、それ以外の犯罪傾向のある少年を言つていられるわけでございます。したがつて、我が国の少年法では十八歳未満を少年として同じように扱つていられるとお答えにならうかと思つていられるわけでございます。

○沢田委員 これもしくし定規な答えなのかあるいは抜けている答えなのか、こういうことになつていられるわけですが、要するに十八歳というものは年月のもののだけを十八というのであるが、ある意味においては体の悪い障害者もいられるけれども、そうでない障害者もいる。問題は、障害者に対する扱いとしてどうするかというのには、いろいろな障害によつて違つていられるのか、こういう提案をしていられるわけですか。これは厚生省も含めてお答えをいただきたいのですが、障害者の中には入つていられるのですよね。項目の中に、少年の中には障害者の場合はこうだということが書いてある。ただ、障害者は非常に多様化しているわけですから、その

多様化されている障害者において、結果的には十八歳はこれは憲法なんであってどうにもならないということなのか、そうでなく、障害者によっては解釈が異なってくる、こういう意味なのかということも聞いています。その点は、あなたの今の答えはやはり解釈を間違えて聞いているのです。厚生省ともう一回お答えください。

○濱政府委員 厚生省からお答えがある前に、私ちょっと先ほどのお答えを訂正させていただきます。ちょっと私答えが混乱しております、たしか十八歳未満というふうに私が言ったというふうは今御指摘を受けたのですが、私が申し上げたかったのは、我が国の少年法では二十歳未満を少年として扱っているということで、それだけ訂正させていただきます。

○弓掛説明員 障害につきましては、障害の種類によってそれぞれ身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法というのがございます。また、児童福祉法には精神薄弱児も含めておりまして、特に年齢を区分けして何歳以上はこういう障害者だということな定義ではございません。

○沢田委員 これは一番難しいところなんです、精神障害者の場合は、いわゆる春夏秋冬によっても異なってくる。あるいはその中身においても異なってくる。この法律の中で二十歳なら二十歳をもって成人とすることになった場合に、障害者の場合は例えば春先になればやはり若干そういう気が出るというようなものは、一番身近な者は知っているわけです。そういう場合に、それを少年と見るのかそれとも成人と見るのか、それはそのときその都合だからということでは見えないということなのか、その点を聞いています。

○濱政府委員 委員の御質問をもう一度ちょっと、私正確に理解していないといけないので確認させていただきますが、要するに我が国の少年法では二十歳未満を少年として扱っている、ただ、その中でも、今委員が御指摘のように精神の

障害がある者となし者として区別しているのか、あるいは二十歳以上の成人について精神の障害のある者を例えれば少年と同様に扱うというような取り扱いをしているのかどうかということについてのお尋ねかと思うわけでございますが、もしそういうお尋ねでございますと、精神障害があるかどうかということによって成人、少年の区別には変わりはない、精神障害があるから少年と扱うとか、あるいは二十歳未満の少年について精神障害のある者となし者と区別するという建前はとっておらないというふうに理解しているわけでございます。

○沢田委員 それは実際にはあつてはいけません。とにかく統計上は障害者が5%いるということになりますから、そういう状況の中において起こり得る事態に對してどういう扱いをいくかということと解釈として決めていくのです。犯罪が起されれば、それが障害者の犯罪であれば無罪になる、その状況によりますが、原則は無罪になる。こういうことで、犯罪の結果においてそれは決めていることなんです、それ以前において決めているんです。その以前において決めているんです。しかし、それがわかっていけばそれ以前において決めていくのが正しい解釈ではないのかというのが今度私の方の質問なんです。

○濱政府委員 これも委員のお考えを私よく理解してないところがあるのかもしれないが、現行の刑法の解釈としては、精神の障害等があつて責任無能力の状態に當たる行為を行った場合には責任を問えないということになっていることは、そのとおりでございます。

○沢田委員 だから、私が言っているのは、予知できる精神障害者、しかし世の中では解放されて普通人として生活をしている障害者、これは一般的な厚生省の統計でも5%は障害者がいる。我々の中にもいるかもしれない。それが予知できる障害者であった場合、例えば春先等で予知できる障害者であった場合はそれは成人として見てい

くのか、予知できる者はいわゆる成人とは見ないで少年として置いておくのか、知恵おくれなどはわかりやすい例の一つでしよう、こう申し上げたのです。——ではないですか。この問題はまた別の機会にやりましょう。ひとつ検討しておいてください、よろしいですか。——これも首を縦に振っているから、検討してもらえんというところですね。

それから、大臣、この間民事訴訟の中で、もう時間だから、念を押しておきましたが、いわゆる民事の手数料、もう一回言っておきますが、伝わっているかどうか、最高裁判所に所得に応じて手数料を取ったかどうか、こういう提案をしたんですが、きょう回答を求めようとは思いませんが、裁判所の方では手数料を固定資産の標準価格ではなくて個人個人の所得によって、私は例が悪いが年に三回と見てせいせい三%、消費税じゃありませんよ、三%ぐらいが限度ではないか、こういうふうな考えられているわけですが、所得に応じて訴訟ができるようにすることの方が公平じゃないか、こういうふうな思っているわけですが、これは御検討をいただきたいと思つていますが、いかがでしょうか、これはこの前の質問の続きです。

○則定政府委員 例の民事訴訟費用法の審議の際にも政府委員から御答弁申し上げたと思つていますが、現在、法制審議会の民事訴訟法部会で、今おっしゃいました費用負担の問題を含めまして抜本的に検討しているところでございます。その過程で今委員御指摘のような問題もあるいは出てくるのかもわかりませんが、今最高裁という御指名でございましたけれども、法制の問題がございまして、法務省が今後のそういう訴訟費用の問題について検討いたします場合に、そういう問題について思つておられます。

○沢田委員 ただ、固定資産の評価基準を当てはめるということは邪道である、この前私はそう申し上げたわけで、それを前提として、じゃ次に何

があるかということで、それは給与がいいのではないか、それがより公平ではないか、そうすればだれでもいいつても、自分の能力に応じて訴訟を起すことができる、そういう意味において正しいと判断をしているわけですが、念のためですが、例えば東京に住む老人夫婦の年金受給者などを考えたら、資産なんかで勘定されたら何千万円かになつてしまふんですから、幾らバブルがはじけたと言つてもいい。だから、そういうことで年金者が訴訟ができないという抑止力を働かしてはまずい、こういう意味で申し上げておられますが、全部あつてしまふでしょうか。そうすると、破産とはどういふことか、これは前に言つてありますね。答えてください。また、どういふペナルティーがあるのですか。

○清水(滋)政府委員 お答えいたします。破産というのは、これは破産法によって定められておる手続でございますけれども、要するに債務者の財産状態というものが悪化しまして、その債務者の財産では債権者に対する債務の支払いができない、いわば相殺権者に対する債務を完済することができないという場合に、申し立てに基づきまして裁判所が開始する手続でございます。破産法百二十六条あるいは百二十七条等にその要件が記されているわけでございます。

破産手続が開始されますと、いろいろな制約が出てくるわけでございますけれども、例えば破産手続上は財産に対する管理処分権が奪われるとか、あるいは居住についての自由の制限が加えられるとか、あるいは他の法令による身分上の失権というふうなものがあるわけでございます。この財産の管理処分権の喪失とか居住等についての自由の制限とございます。破産手続が行われますと、こういういわば制約がなくなりませんが、他の法令による身分上の制約というふうなものが出てまいります。

具体的に申しますと、例えば破産者は、後見人

とか遺言執行者にはなれないとか、あるいは弁護士とか公証人とか公認会計士になる資格はないとか、あるいは株式会社とか有限会社の取締役は破産宣告がありますと当然に解任されるとか、あるいは合名会社、合資会社の社員についても同じような規定がございます。そういう意味で、破産の宣告を受けますと、一定の法律上の制約が課せられる、こういうことになっていくわけでございます。

○沢田委員 大臣、今問題を提起しているのは、一億八千万枚のカードですね。それで二万五千件以上破産なんですね。今聞いたように非常にふえてきているわけですね。カード破産と言った方がいいでしょうか。○Lさんがそういう破産になつていくというようなことが非常に激増しているという、二万五千件を超える破産というものをどういうふうに大臣は今印象として受けとめておられますか。

○田原國務大臣 特異現象だという感じがまずします。昔はなかった、要するにカードというものが流通するようになってから起こった特異現象だ。これもあつたという間に広がつてあつたという間に気がついたということで、対応が少しかつていて嫌いもありますが、これから対応が必要だという感じがします。これは商工委員会などでも取り上げてやっておるようでありまして、これからの急いでやらなければいけない問題であろうと思つております。しかし、これは単に制度だけでなくて、倫理的なものも含むのではないかと思つております。

○沢田委員 例えばカードの手数料というのは一般的に八割ぐらいの手数料でやつていっているんですね。特別なのは一五割以上もありますが、一カ月、二カ月ぐらいいくれば通帳からおろされる。その間現金がなくて済んでいるというところがこういうものを助長している面もなきにしもあらず。しかも、一億六千万枚という、働き人口に比べると、ちょうど六千万の三倍近いですね。ですから、そういうものを考えると、これも近代病

の一つになつていっているのかなと思つた。

そこで、大臣としては、今異常事態だということお言葉がありました。ぜひこの破産の現状について、商工を含めて、大臣の方でも御検討いただいで、適当な対処すべき方針というものを早急につくつてもらいたい、こういうことで御回答をいただきたいと思つた。

○田原國務大臣 法務省の専門家とよく勉強して対処してまいりたいと思つた。

○沢田委員 最後になりましたが、実はこのほか飛ばしがあるのですけれども、きょうはこれは省略をいたします。

私の時間は最初四時五十七分までだったので、大分私の方の仲間だけで時間がオーバーしたので、その分は節約をしまして、五時には終わらせるようにしようと思つたので、そういうことで、あとはまた別の機会にやりますから、そのときには、今みたいなものからじやなくて、的確な答弁ができるように御協力を願つて、叱責を含めながら質問を終わりたいと思つた。

○浜田委員長 次回は、来る十五日金曜日午前九時三十分理事會、午前九時四十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後四時五十四分散會

刑事補償法の一部を改正する法律案

刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「九千四百円」を「一万二千五百円」に改め、同条第三項中「二千五百万円」を「三千万円」に改める。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- この法律の施行前に無罪の裁判又は免訴若しくは公訴棄却の裁判を受けた者に係る補償については、なお従前の例による。

理由

最近における経済事情にかんがみ、刑事補償法に基づく抑留又は拘禁による補償の額の算定基準となる日額の上限等を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

少年の保護事件に係る補償に関する法律案

(趣旨)

第一条 この法律は、少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第二章に定める少年の保護事件(以下「保護事件」という。)に関する手続において同法第三章第一項各号に掲げる審判に付すべき少年に該当する事由(以下「審判事由」という。)の存在が認められるに至らなかつた少年等に對し、その身体の自由の拘束等による補償を行う措置を定めるものとする。

(補償の要件)

第二条 少年法第二章に規定する保護事件を終結させるいづれかの決定においてその全部又は一部の審判事由の存在が認められないことにより当該全部又は一部の審判事由につき審判を開始せず又は保護処分を付さない旨の判断がされた場合において、その決定を受けた者が当該全部又は一部の審判事由に關して次に掲げる身体の自由の拘束を受けたものであるときは、国は、その者に對し、この法律の定めるところにより、当該身体の自由の拘束による補償をするものとする。

む)に基づく身体の自由の拘束並びに犯罪者予防更生法の規定による引致及び留置

二 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による逮捕、勾留及び勾引、同法第六十七條第一項(少年法第十四條第二項において準用する場合を含む。)又は刑事訴訟法第二百二十四條第二項の規定による留置並びに刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)第二十六條に規定する外国がした抑留又は拘禁

2 審判事由の存在が認められないことにより少年法第二十七條の二第一項の規定による保護処分の取消しの決定があつた場合において、当該決定を受けた者が前項各号に掲げる身体の自由の拘束又は同法第二十四條の二の規定による没取を受けたものであるときも、同項と同様とする。

(補償をしないことができる場合)

第三条 次の各号のいづれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、補償の全部又は一部をしないことができる。

一 本人が、家庭裁判所の調査若しくは審判又は捜査を誤らせる目的で、虚偽の自白をし、その他審判事由があることの証拠を偽造することにより、身体の自由の拘束を受け、又は没取を受けるに至つたと認められるとき。

二 数個の審判事由のうちその一部のみの存在が認められない場合において、本人が受けた身体の自由の拘束が他の審判事由をも理由とするものであつたとき、又は当該身体の自由の拘束がされなかつたこととならば他の審判事由を理由として身体の自由の拘束をする必要があつたと認められるとき。

三 本人が補償を辞退しているときその他補償の必要性を失わせ又は減殺する特別の事情があるとき。

(補償の内容)

第四条 身体の自由の拘束による補償においては、その拘束の日数に応じて、刑事補償法第四條第一項に定める一日当たりの割合の範囲内

で、相当と認められる額の補償金を交付する。
2 没取による補償においては、没取に係る物を返付し、これを返付することができないときは、その物の時価に等しい額の補償金を交付する。

(補償に関する決定)
第五条 補償の要否及び補償の内容についての判断は、第二条に規定する決定をした家庭裁判所が、決定をもって行う。

2 前項の補償に関する決定は、第二条に規定する決定をした日から三十日以内にするように努めなければならない。

3 家庭裁判所は、第一項の補償に関する決定の告知をした日から十四日以内に本人からその変更をすべき旨の申出があった場合において、相当と認めるときは、決定をもって、これを変更することができる。

(特別関係者に対する補償)
第六条 前条第一項の補償に関する決定を受ける前に本人が死亡した場合において、その特別関係者(本人の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む)、子、父母、祖父母若しくは兄弟姉妹であつて本人の死亡の当時本人と生計を同じくしていたもの又はこれらの者以外の者であつて第二条に規定する決定の当時本人の保護者(少年法第二条第二項に規定する者をいう。)であつたものをいう。以下同じ。)から申出があり、かつ、補償をすることが相当と認められるときは、国は、前条第一項の家庭裁判所の決定により、本人が生存していたとしたらば受けたものと認められる補償と同一の補償をすることができる。

2 前項の場合において、二人以上の特別関係者に補償をするときは、これを等分する。ただし、等分することが相当でないとして認められる特別の事情があるときは、これと異なる配分を定めることができる。

3 第一項の申出は、本人が死亡した日から六十

日以内にしなければならない。

(調査)

第七条 家庭裁判所は、補償に関する決定をするに当たっては、必要な調査を行い、又は家庭裁判所調査官に命じて必要な調査を行わせることができる。この場合における家庭裁判所の調査については、少年法第十四条、第十六条、第三十条及び第三十条の二の規定を準用する。

(補償の払渡し)

第八条 補償金の払渡し及び没取に係る物の返付(以下「補償の払渡し」という。)は、第五条第一項又は第六条第一項の決定をした家庭裁判所が行う。

(準用)

第九条 刑事補償法第五条の規定はこの法律による補償と他の法律による損害賠償との関係について、同法第二十二条の規定は補償の払渡しについて、刑事訴訟法第五十五条第一項及び第三項の規定はこの法律に定める期間の計算について準用する。

(最高裁判所の規則)

第十条 この法律に定めるもののほか、決定の告知及び補償の払渡しの方法その他補償の実施に關して必要な事項は、最高裁判所が定める。

附則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して九十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後に第二条に規定する決定があつた保護事件に係る身体の自由の拘束又は没取について適用する。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法等の一部改正)

2 次に掲げる法律の規定中、「昭和二十五年法律第一号」の下に「又は少年の保護事件に係る補償に関する法律(平成四年法律第 号)」を加え、「刑事訴訟法による抑留又は拘禁」を

「刑事訴訟法による抑留若しくは拘禁又は少年の保護事件に係る補償に関する法律第二条第一項第二号に掲げる身体の自由の拘束」に改める。

- 一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第百三十八号)第二十条
- 二 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十九年法律第百五十一号)第十二条

理由

少年の保護事件に関する手続において審判に付すべき少年に該当する事由の存在が認められるに至らなかつた場合に、少年等に対し身体の自由の拘束等による補償をするための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

法務委員會議録第七号中正誤

ページ 段 行 誤	正
一〇 四二 登録	記録
三三 二末六 防止になり	防止なり
三三 二末五 そこまでは	そこでは
三三 二末六 添付	貼付
三三 一末二 留守	留学
同 第八号中正誤	
ページ 段 行 誤	正
六二 六 なこです。ね。	なこです。ね。

平成四年五月二十一日印刷

平成四年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〇